

令和4年8月 校長会資料

1	学校給食費公会計の開始について.....	1
2	特別支援教育の推進について.....	3
3	ICTの活用について.....	22
4	理科薬品の取扱いについて.....	25
5	不登校支援のポイント.....	31
6	自殺予防について.....	32
7	生徒指導及びいじめアンケートの実施.....	33
8	人権教育の推進.....	34
9	令和4年度 引継ぎ支援会議について.....	39
10	児童虐待防止講演会.....	44
11	時間外労働時間削減の取組について.....	46
12	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について.....	49

学校給食費公会計化の開始について

教育委員会事務局教育総務課

1 概要

令和4年9月1日から開始し、給食費の徴収及び食材費の支払いを市が行う。令和4年8月分までの未納分は、従来どおり私会計の取扱い。開始に当たり、関係する条例、規則、要綱を制定。

2 給食費の額・徴収方法

(1) 給食費の額

- ア 幼稚園・小学校 4,200 円/月 (@247.06 円×119 回÷7)
- イ 中学校 4,750 円/月 (@291.67 円×114 回÷7)
- ウ 非常勤職員

喫食予定回数により月額徴収額が段階的（700 円～4,750 円）に変動。合計 20 回未満の場合、月々は 0 円で、3 月にまとめて徴収。

(2) 納付方法

- ア 口座振替（原則） 百五銀行など指定金融機関（8つ）
幼児児童生徒、常勤・非常勤教職員、教育実習生 等
- イ 納付書 コンビニ、指定金融機関、郵便局、地区市民センター 等
口座振替を利用しない者
臨時喫食者（来客、視察、試食会等）
→ 学校（園）長がとりまとめて集金、納付書払い

(3) 当初スケジュール（予定）

9/12	納入通知書・納付書発送 17,200 人
9/30	第1回 口座振替 16,100 人
10/17	再振替（第1回振替不能分）
10/31	9月末納期分督促状発行（第1回未納分）800 人想定

3 公会計化開始後の学校事務

(1) 学校行事による欠食のシステム登録

給食費の減額対象となる行事等について、前月1日までシステムへ登録する。

(2) 非常勤教職員の喫食予定（給食カレンダー）の修正

給食を不定期に食べる非常勤教職員の喫食予定日について、喫食日の4日前までにシステムを修正する。

(3) 転出入者の対応

ア 市外への転校

市外へ転校、幼稚園から保育園に転園など、以後の鈴鹿市の学校給食が不要となる場合は、学校給食停止届を提出してもらう。

イ 市内間の転校

転校先の学校で学校給食申込変更届を提出してもらう。転校元の学校からは、部署メールで教育総務課へ報告する。

ウ 市外からの転校

学校経由で学校給食申込書を提出してもらう。また、口座振替依頼書を渡し、金融機関で手続きするよう案内する。(新規で喫食する教職員も同様。)

(4) 長期欠席等による給食費の調整対応

入院やコロナ感染による自宅療養など、連続して5日以上喫食しない場合は、学校給食停止届を事前に提出することにより、給食費の請求を止めることができる。公会計化により届の提出が必須となったため、必要に応じて案内する。

(5) 月次報告

毎月5日(3月分は3月17日)までに、前月分の給食実施状況(園児児童生徒・常勤教職員の喫食日、学級閉鎖や行事などによる欠食日、非常勤職員の喫食日、停止届による減額対象者、再開届による給食再開者、転校者等)を確認し、教育総務課へ専用様式で報告する。この報告により、当月分の給食費の額を確定する。

4 未納分の対応(現段階)

(1) 公会計化以前の未納分

令和4年8月末までの未納分は、引き続き各学校で対応する。未納分を徴収した場合は、従来どおり、学校給食協会へ入金する。未納分がある学校は、原則、給食会計の通帳が引き続き必要になる。

(2) 公会計化以後の未納分

令和4年9月末納期分(2学期以降の給食費)以降の未納分は、督促状発送、電話、訪問など教育総務課で対応する。ただし、学校を通して未納者へ文書配付を依頼することがある。

5 その他

(1) 発注・支払い

令和4年9月以降も、パン・ごはん、牛乳の発注、自校調理校(給食センター含む)食材発注は、従来どおり各学校で行う。支払いは令和4年度分のみ、一部学校給食協会を経由して行い、令和5年4月分からは全て市が直接支払いを行う。

(2) 公会計に係るマニュアル等

学校給食費公会計化に関する事務手引き、Q&A、各種様式を市内LANネットワークフォルダに掲載しており、随時更新していく。最新版は、7月30日に部署メールで送付済み。検索ワード「給食費公会計」

(3) 保護者への周知

9月の開始に当たり、学校メール(8月末)を使用して、保護者へ周知を行う予定。内容は、口座振替における通帳残高の事前確認、給食停止・再開届の案内などで、文案は教育総務課が作成する。

鈴教指 第1298号
令和4年8月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

特別支援教育推進の取組について

このことについて、7月25日(月)に令和4年度第1回特別支援教育プロジェクト会議で協議されましたので、下記の通り送付いたします。特別支援教育につきましては、4月校長会で通知しました「特別支援教育及び通級指導教室における指導について」に基づき適切に指導を行っていただいておりますが、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(令和4年4月27日付文部科学省通知)を踏まえ、今後の特別支援教育の推進について下記の取組を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 送付文書

- ・第1回特別支援教育プロジェクト会議 まとめ
- ・(鑑) 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
- ・特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)(写)

2 特別支援教育推進の取組について

(1) 特別支援学級の教育課程の確認

- ・特別支援学級での授業が9時間以上行われているようにする。
- ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(令和4年4月27日付文部科学省通知)を踏まえた特別支援学級の体制を構築する。

(2) 通級指導教室公開授業の参観

- ・通級する児童生徒の担任や特別支援教育コーディネーターはもとより、特別支援教育の研修として、多くの教員が積極的に公開授業に参加するよう努める。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導G 神戸 淳一

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

第1回特別支援教育プロジェクト会議 まとめ

1 報告事項

(1)本市の特別支援教育の現状について

- ・支援が必要な児童生徒数が増加している。
- ・通級指導教室に通う児童生徒については、自校通級の割合が高い。
- ・すずかっ子支援ファイルの作成数が増加している。

(2)令和3年度特別支援教育プロジェクト会議について

ア 通常の学級での支援に係る資質の向上について

- ・1年に1回以上、全ての教員が特別支援教育に係る研修を受けるよう依頼したが、35%の教員が特別支援教育に係る研修に参加していなかった。
→令和3年度は8月校長会で依頼したため、新たに研修を企画することが難しかった可能性がある。令和4年度は4月校長会で依頼することで、年間計画に位置付けられるようにした。

イ 保幼小中の連携の取組について

- ・私立の就学前施設が参加する特別支援教育コーディネーター会議について、中学校区によって取組に差がある。
→令和4年度は第2回特別支援教育コーディネーター会議に私立の保育園及び幼稚園に参加を依頼し、情報共有等ができるように取組を進めている。

ウ 通級指導教室について

- ・通級指導教室と在籍校の教員をつなぐ必要がある。
→校長会で引き続き通級指導教室公開授業の参観について依頼していく。

エ 意見交流

- ・通級担当者の仕事量が多く、心配している。
- ・通級は、専門性が必要なことや鈴鹿市全体の子どもを受け入れることから、担当を鈴鹿市全体から募るとよいのではないか。
- ・教員の資質を向上させ、誰もが通級や特別支援学級を担当できるようにしていく必要がある。
- ・県は巡回指導について、検討している。

2 協議事項

(1)通級指導教室と在籍校の連携について

ア 課題

- ・校長会等で通級指導教室公開授業への参観を依頼しているが、参観者が増えず、在籍学級と通級指導教室の連携が深まらない。

イ 意見交流

- ・自分のクラスの子が通級指導教室公開授業に通っているから見に行くのではなく、通級指導教室の指導方法を自分の学級に取り入れるという意識が必要である。
- ・通級担当は、在籍学級の担任に見に来てほしいという気持ちを強く持っている。
- ・管理職が通級指導教室について、しっかりと理解していない場合もある。

- ・ 特別支援教育コーディネーターも通級指導教室のことを理解する必要がある。

ウ 今後の取組

- ・ 管理職を含めて、通級指導教室公開授業を参観するように校長会で依頼していく。
- ・ 通級指導教室担当者のアウトリーチについて、検討していく。
- ・ 特別支援教育コーディネーター会議で、通級指導教室公開授業を参観するように依頼していく。

(2) 特別支援学級の教育課程について

ア 課題

- ・ 特別支援学級在籍児童生徒の授業のほとんどを交流学級で行うなど、一人ひとりの障がいの状態や特性及び心身の発達段階に応じた授業をしていない場合がある。

※ 特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。（「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」令和4年4月27日付文部科学省通知）

イ 稲生小学校の取組

- ・ 特別支援学級担任に子どもの姿、短期的・長期的な展望から教育課程を設定していくように指導した。
- ・ 特別支援教育の研修会を新たに設定し、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（令和4年4月27日付文部科学省通知）を配付し、校長から特別支援学級で行う授業時数や自立活動について説明を行った。
- ・ 各学期に1回行っている特別支援教育の研修会で「支援は引き算」という特別支援教育の考え方を伝えた。
- ・ 自立活動や時間割の設定等について、特別支援学級担任に説明した。
- ・ 交流学級で授業を受けていた児童について、保護者に特別支援学級で授業を行っていくことを説明した。保護者からは、感謝の言葉があった。
- ・ 特別支援学級担任が交流学級の授業にいく時に、TTとして指導を行っていない場合がある。介助員のような関わり方の場合は、授業時数に含めないようにする。

ウ 意見交流

- ・ 「子どもが困っている」という視点を持つことが大切。
- ・ 学校全体で特別支援教育の研修を設定していくことが必要。
- ・ 高校進学のことを考えて保護者が通常学級での授業を希望する場合があるが、高校以降のことを見通して説明を行っていく必要がある。
- ・ 特別支援学級に入ると内申点がもらえないと保護者が思っていたために、通常学級に入るといった例もあった。
- ・ 特別支援学級の生徒が特別支援学校と定時制高校に行った場合、それぞれ卒業後にどのような進路に行くのかを、知りたい。

エ 今後の方針

- ・ 進路を含めた特別支援教育について、教員が保護者に説明できるスキルを身に付けるための研修を行っていく。

令和4年6月6日

各市町等教育委員会担当課長様

三重県教育委員会事務局
特別支援教育課長
教職員課長

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（依頼）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。
つきましては、下記のとおり送付しますので、通知内容の趣旨をふまえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、通知内容に関するお問い合わせにつきましては特別支援教育課まで、特別支援学級等の設置に関することにつきましては教職員課までお願いいたします。

記

○ 送付文書

- ・特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）（写）

※本県の特別支援学級等における授業時数および「特別の教育課程」の編成に係る必要性については、「特別な支援が必要な児童生徒への通級指導教室及び特別支援学級における教育について（令和元年10月18日付）」にてお示ししていますが、今回、文部科学省から改めて周知の依頼があったところです。特別支援学級においては、自立活動を含む教育課程の目的が達成されるよう、本通知の趣旨をふまえ、授業時数など適切に実施していただくとともに、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えられるよう、学びの場を柔軟に見直すなど、十分に検討いただきますようお願いいたします。

【事務担当】

県教育委員会事務局

特別支援教育課 遠藤純子 TEL 059-224-2961

教職員課小中学校人事班 松島克幸 TEL 059-224-3040



4文科初第375号
令和4年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

記

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとすると記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い

通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

令和3年度 特別支援学級及び通級による指導の実態調査の結果について

令和4年4月

1. 調査の趣旨

令和3年1月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、①国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要があることや、②その際、特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうることを示すことが考えられる、との提言がなされた。

これを受け、文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきたところである。

本調査は、こうした状況も踏まえ、特別支援学級及び通級による指導の実態等を把握することで、今後の特別支援教育施策の参考とすることを目的として実施したものである。

2. 調査の概要及び項目

(1) 調査の概要

各教育委員会の過重な負担を避ける観点から、抽出による書面調査を実施。具体的には、全児童生徒数に占める特別支援学級在籍児童生徒数の割合が高い10の都道府県及び政令指定都市¹(以下「都道府県等」という。)を抽出し、当該都道府県等に所在する、全児童生徒数に占める特別支援学級在籍児童生徒数の割合が高い一部の公立小中学校を対象とした。

その後、書面調査の結果も踏まえ、一部の都道府県等に対して個別ヒアリングを実施した。

(2) 調査項目

	調査項目
書面調査	① 基礎データ(特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数等) ② 学びの場の決定にあたって参照する自治体独自の基準 ③ 特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程の編成状況や、交流及び共同学習の時数の決定に当たっての考慮事項の有無 等
個別ヒアリング	① 就学先決定の具体的なプロセス ② 授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒への学びの保障の確認 ③ 授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒について、通級による指導としない理由(知的障害以外) ④ 通級による指導を円滑に実施する上での課題や工夫 等

¹北海道、新潟県、長野県、大阪府、徳島県、佐賀県、熊本県、沖縄県、大阪市、岡山市。令和2年度学校基本調査に基づき選定。

3. 調査結果のポイント

(1) 書面調査の結果のポイント

① 基礎データ

特別支援学級のうち、在籍児童生徒数の多い障害種は、知的障害、自閉症・情緒障害であった。また、通級による指導については、学習障害が最も多く、時数は週1～2単位時間が大部分であった。(参考1を参照)

② 学びの場の決定にあたって参照する自治体独自の基準

例えば、特別支援学級等で少人数指導が適切と思われる児童生徒の観点を、障害種別に示すといった工夫を行っている市町村も見られた。

③ 特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程の編成状況や、交流及び共同学習の時数の決定にあたっての考慮事項の有無

調査対象となった特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程について調査したところ、総授業時数の半分以上を交流及び共同学習として通常の学級で過ごしている児童生徒の割合は、小学校は54%、中学校は49%という結果となった。

また、同割合を都道府県等別に見ると、最大値は97%である一方、最低値は3%であった。(同割合の障害種別・学年別の結果は、参考2及び参考3を参照)

更に、調査対象のうち4割強の市町村から、交流及び共同学習の時数の決定にあたっての考慮事項があるとの回答があった。

(回答例)

- ・ 交流及び共同学習の時数について、保護者の同意を得て決定している
- ・ 交流及び共同学習は、週の授業時数の半分を上限としている
- ・ 特別支援学級で実施する授業時数が週5時間を下回らないようにしている
- ・ 特別支援学級で実施する授業時数が週8時間を下回らないようにしている
- ・ 国語と算数については、原則として特別支援学級で実施するようにしている

この他、特別支援学級に在籍している児童生徒について、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時数が設けられていないケースがあった。

④ その他

校内委員会の判断にもかかわらず通級による指導が行われなかった児童生徒が存在し、主な理由は「保護者や本人が希望しなかったため」であった。

調査対象のうち6割程度の市町村が、他校通級にあたって保護者の送迎を原則としている。

(2) 個別ヒアリング

① 就学先決定の具体的なプロセス

- ・ 例えば下記のようなプロセスで行われていた。

(例1) ①保護者と担任で話し合い→②校内委員会で協議→③市町村教育支援委員会による調査→④市町村教育支援委員会で審議・判断→⑤判断結果をもとに学校と保護者が

話し合い→⑥学びの場の決定

※上記のプロセスにおいて、保護者からの要望や児童生徒の教育的ニーズの変化などを受けて、随時、相談を受け付け、対応している。

(例2)年に2回、全市町の就学担当者を対象に就学事務担当者会を開催し、教育支援資料等を参考に就学に関する考え方について説明を行っている。

②授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒への学びの保障の確認

- ・ 通常の学級では、特別支援教育支援員が授業者からの指示を受けて支援を行っている。
- ・ 特別支援学級担任と交流学級担任、特別支援教育支援員等が、個別の指導計画における目標の共通理解を図り、その評価を行うことで確認している。

③授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒について、通級による指導としない理由(知的障害以外)

- ・ 保護者が当該児童生徒に、個に応じた特別な教育を特別支援学級で行う必要があると考えていることが多いため。
- ・ 通級指導教室の整備が十分でなかったため、学びの場を通級による指導に変更しようにも、身近なところに通級指導教室がなく、学びの場を変更できない例があった。

④通級による指導を円滑に実施する上での課題や工夫

- ・ 他校通級について、地理的状況、冬期間の交通事情、共働き家庭の増加による保護者送迎の困難さ
- ・ 通級指導担当教員の人材確保や専門性の担保
- ・ 通級の実施形態(自校通級、他校通級、巡回指導)について関係者の理解が不十分
- ・ 地域全体で必要な指導を実施できるよう、通級指導担当者の市町を超える学校の兼務発令等を行っている

⑤その他

- ・ 特別支援学級在籍児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる際、特別支援教育支援員等の付き添いがなく、通常の学級の担任のみに指導が委ねられているケースがあった。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢が、本人及び保護者に明確に提示されていないケースがあった。

参考1:基礎データ

基礎データ (小学校)

- ◆ 特別支援学級については、717学級、4174人分の情報を収集。障害種別は知的障害、自閉症、情緒障害が大半。
- ◆ 通級による指導について時間毎に見ると、H29の全国調査と同様、週1～2単位時間が大半を占める。

学級数	在籍児童数	盲校通級	盲校通級	盲校通級	計		
知的障害	220	1356	重聴障害	126	88	0	214
肢体不自由	27	43	盲啞症	91	5	0	96
身体虚損	34	61	情緒障害	140	45	3	188
弱視	5	5	聴視	0	8	0	0
難聴	14	18	盲啞	2	2	1	5
言語障害	13	51	学習障害	217	12	4	233
自閉症・情緒障害	404	2640	注意欠陥多動性障害	138	19	0	157
計	717	4174	肢体不自由	0	0	0	0
			病弱・身体虚損	0	0	0	0
			計	714	171	8	893

	月1単位未満	月1単位	月2～3単位	週1単位時	週2単位時	週3単位時	週4単位時	週5単位時	週6単位時	週7単位時	週8単位時	週9単位時以上	計
重聴障害				125	82	7	0	0	0	0	0	0	214
盲啞症				44	44	8	0	0	0	0	0	0	96
情緒障害				144	30	12	1	1	0	0	0	0	188
聴視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲啞				2	2	0	0	0	0	0	0	0	5
学習障害	0	0	1	111	71	22	2	23	3	0	0	0	233
注意欠陥多動性障害	0	1	5	78	55	17	0	1	0	0	0	0	157
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚損				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	6	505	284	56	3	25	3	0	0	0	893

(注) 令和3年5月1日時点、以下同。

基礎データ (中学校)

- ◆ 特別支援学級については、271学級、1484人分の情報を収集。小学校同様、障害種別は知的障害、自閉症、情緒障害が大半。
- ◆ 通級による指導について時間毎に見ると、H29の全国調査と同様、週1～2単位時間が大半を占める。

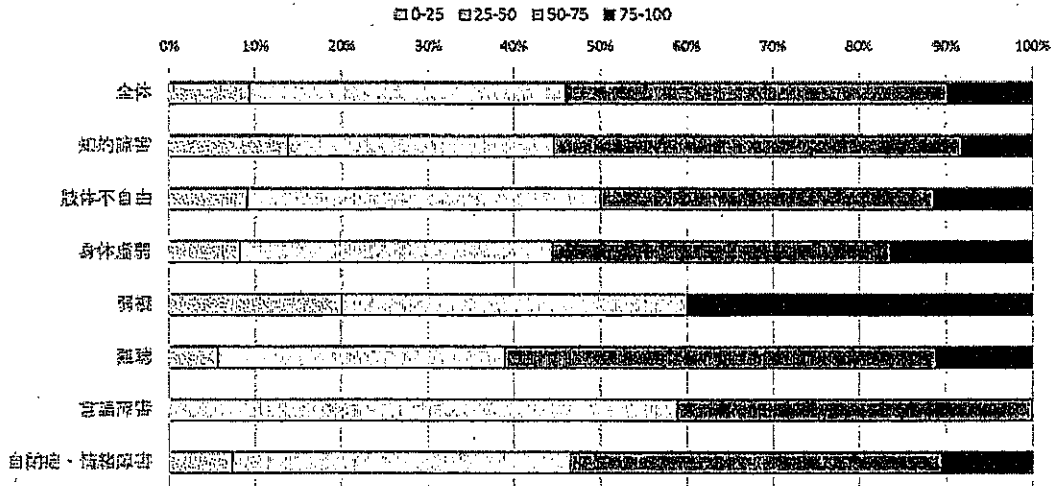
学級数	在籍生徒数	盲校通級	盲校通級	盲校通級	計		
知的障害	91	524	重聴障害	1	0	0	1
肢体不自由	10	20	盲啞症	21	4	0	25
身体虚損	23	63	情緒障害	34	2	0	36
弱視	3	5	聴視	0	0	0	0
難聴	10	20	盲啞	0	0	0	0
言語障害	1	4	学習障害	78	3	3	84
自閉症・情緒障害	133	848	注意欠陥多動性障害	48	2	2	52
計	271	1484	肢体不自由	0	0	0	0
			病弱・身体虚損	0	0	0	0
			計	192	11	5	208

	月1単位未満	月1単位	月2～3単位	週1単位時	週2単位時	週3単位時	週4単位時	週5単位時	週6単位時	週7単位時	週8単位時	週9単位時以上	計
重聴障害				0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
盲啞症				21	8	1	2	3	0	0	0	0	35
情緒障害				24	9	0	1	1	1	0	0	0	36
聴視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲啞				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学習障害	0	2	0	60	12	2	3	0	1	3	1	0	84
注意欠陥多動性障害	0	2	3	16	20	0	0	1	0	0	1	0	52
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚損				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	4	3	121	58	4	6	5	2	3	2	0	208

参考2:通常の学級における学習の割合(障害種別)

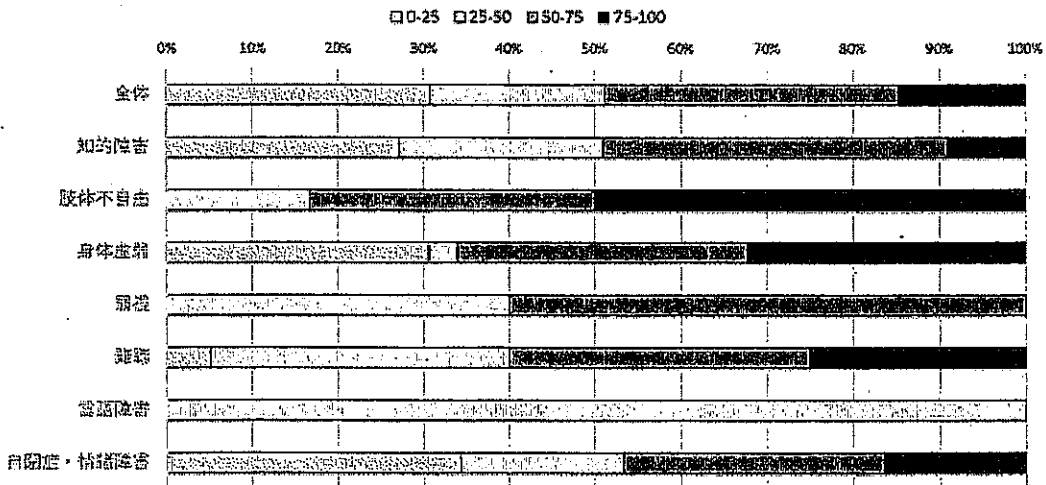
特別支援学級在籍児童の通常の学級における学習の割合 (小学校・障害種別)

◆ 障害種による差は大きくない。
 (弱視が他の障害種と異なって見えるのは、サンプル数の小ささに起因)



特別支援学級在籍生徒の通常の学級における学習の割合 (中学校・障害種別)

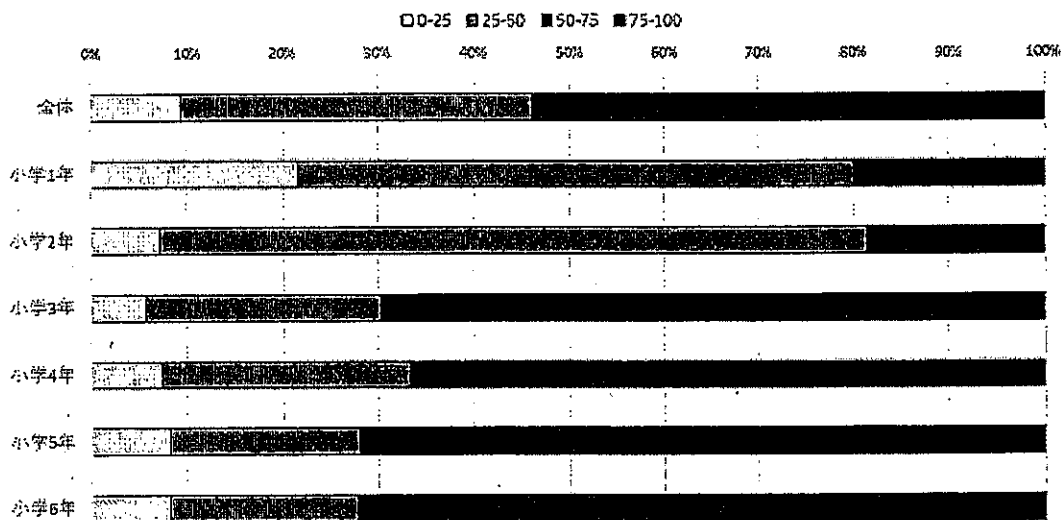
◆ 障害種による差は大きくない。
 (肢体不自由が他の障害種と異なって見えるのは、サンプル数の小ささに起因。)



参考3:通常の学級における学習の割合(学年別)

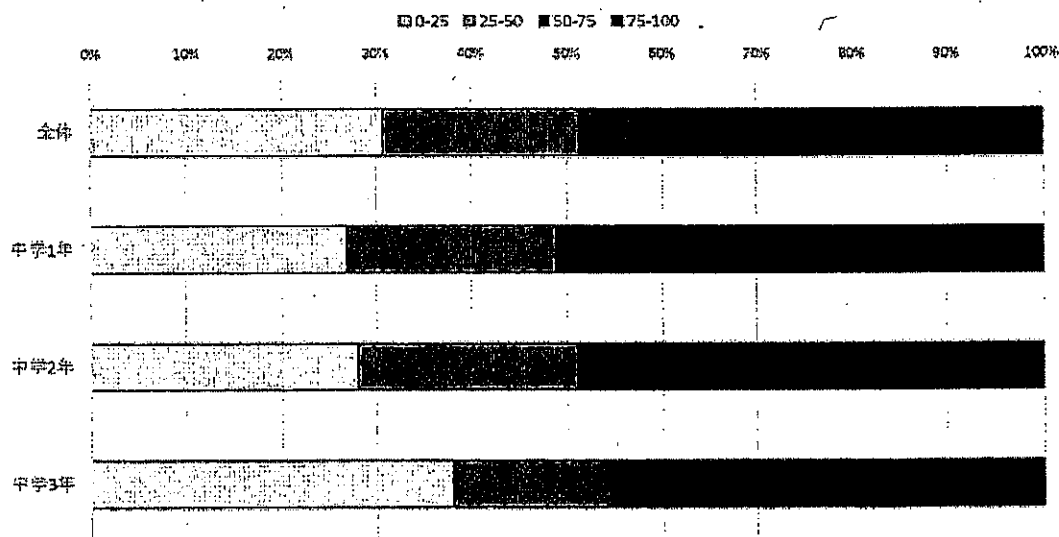
特別支援学級在籍児童の通常の学級における学習の割合 (小学校・学年別)

◆ 小学3年生を境に、半分以上を交流及び共同学習として通常の学級で過ごす児童の割合が増加。



特別支援学級在籍生徒の通常の学級における学習の割合 (中学校・学年別)

◆ 小学校と異なり、学年ごとの差は大きくない。



鈴教指第996号
令和4年8月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

通級指導教室公開授業について

このことについて、下記のとおり実施します。

特別な支援を必要とする子どもはどの学校等にも在籍していることから、全ての教員の特別支援教育に関する研修等の必要性が高まっています。

つきましては、貴校教職員に周知いただきますとともに、公開授業への積極的な参加をよろしくお願ひします。

記

1 目 的

通級指導教室での指導内容を参観し、児童生徒の様子を把握するとともに、在籍校・在籍学級での指導に生かす。

2 参加対象

市内公立小中学校の教職員

(特に、通級指導教室に通級している児童生徒の在籍校の教職員は可能な限り参加する)

3 実施場所

- (1) 石葉師小学校, 玉垣小学校, 千代崎中学校 . . . 言語通級指導教室
- (2) 旭が丘小学校 . . . 難聴通級指導教室
- (3) 神戸小学校, 飯野小学校, 創徳中学校 . . . 発達障がい等通級指導教室

4 実施期間

令和4年 9月 5日(月)～令和4年12月 9日(金)

令和5年 1月16日(月)～令和5年 3月 3日(金)

5 参加申込方法

各教室に直接電話

6 送付文書

- (1) 別紙1：通級指導教室公開授業の申込みについて
- (2) 別紙2：鈴鹿市内通級指導教室の御案内

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 神戸 淳一
TEL：059-382-9028 E-Mail：kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

【 通級指導教室公開授業の申込みについて 】

共通事項

- ① 在籍校以外の方も参観可能です。特別支援教育の研修の機会として、積極的に活用してください。
- ② 参観日程は、実施期間中の児童生徒の通級時間とします。
- ③ 参観申込み・欠席連絡等は2週間前までに各通級指導教室まで直接お電話で御相談ください。

【石薬師小学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

▶ 申込み 電話：059-374-1028

【玉垣小学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

▶ 申込み 電話：059-382-0269

【旭が丘小学校：難聴通級指導教室（難聴通級教室）】

▶ 申込み 電話：059-386-0012

【神戸小学校：発達障がい等通級指導教室（すくすくルーム）】

▶ 申込み 電話：059-382-1181（直通）

【飯野小学校：発達障がい等通級指導教室（わくわく教室）】

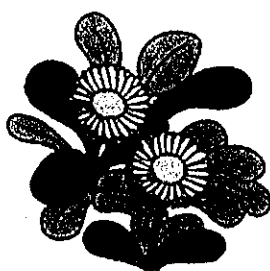
▶ 申込み 電話：059-382-1020

【千代崎中学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

▶ 申込み 電話：059-382-0125

【創徳中学校：発達障がい等通級指導教室（きらっとルーム）】

▶ 申込み 電話：059-382-5205



鈴鹿市内 通級指導教室 の御案内

通級指導教室とは



鈴鹿市教育委員会

ふだんは、それぞれが在籍する小・中学校(通常の学級)で授業を受けていますが、それぞれのニーズに応じて、決まった曜日・時間帯に個別指導等を受けることができるシステムです。



お子さんとのかかわりの中で、次の項目のようなことを感じたことはありませんか？通級指導教室は、このような点で困っている子どもたちの相談や指導をしています。

言語通級指導教室

【玉垣小学校、石薬師小学校、千代崎中学校】

ことばの教室 ことばの教室 ことばの教室

- 正しく発音することが難しい。
- 話す中で、引きのばし、くり返し、つまりがみられる。
- ことばを覚えまちがう。ことばが少ない。など



難聴通級指導教室

【旭が丘小学校】 難聴通級教室

- 耳が聞こえにくいため、他の人の話がわかりにくかったり、ことばがはっきりしなかったりする。 など

発達障がい等通級指導教室

【神戸小学校、飯野小学校、創徳中学校】

すくすくルーム わくわく教室 きらっとルーム

- 落ち着きなく動き回り、集団行動が苦手である。
- 友だちとのコミュニケーションがうまくとれない。
- こだわりが強く、新しいことに取り組むのが苦手である。
- 学習の中で、得意なことと苦手なことの差が激しく、進路に不安を持っている。
- 書いた文字が枠からはみ出る。文字の形を捉えにくい。など



・・・このような形で指導しています・・・



○個別支援・集団 SST (ソーシャルスキルトレーニング)

一人一人の子どもの様子や課題は異なりますので、一対一の個別指導、または、小集団による指導を行います。

○保護者との話し合い

子どもが、それぞれのもてる力を発揮することができるように、望ましい関わり方などについて、保護者の方々と共に考えたり話し合ったりします。

○在籍校との連携

通常の学級において、子どもが、より力を発揮することができるように、在籍校の特別支援教育コーディネーターや担任と連携を取り合います。

○専門機関との連携

指導の効果を高めるため、状況に応じて専門の医療機関や関係諸機関(聾学校、かがやき特別支援学校あすなろ分校、子ども家庭支援課等)との連携を取り合います。

○指導時間・指導回数

指導時間や指導回数などは、子どもの状態に応じて異なりますが、週1～2回の通級が主となっています。時間は1回あたり小学生45分～、中学生50分～です。

○保護者の付き添い（他校通級の場合）

通級途上の事故防止と支援内容について御理解いただくため、保護者の付き添いをお願いします。ただし、中学生は、保護者の同意のもと、本人のみ通うこともできます。

○通級指導に関わる特別な費用はかかりません。



・・・入級手続き等について・・・

相談につきましては、在籍している小・中学校に、お問い合わせください。

通級指導教室一覧

種別	学校名(名称)	所在地	電話(FAX)
言語	玉垣小学校(ことばの教室)	〒513-0813 北玉垣町 947	059-382-0269 (059-383-2191)
	石薬師小学校(ことばの教室)	〒513-0012 石薬師町 1713	059-374-1028 (059-374-1057)
	千代崎中学校(ことばの教室)	〒513-0814 東玉垣町 2863	059-382-0125 (059-382-1915)
難聴	旭が丘小学校(難聴通級教室)	〒510-0211 東旭が丘 5-3-18	059-386-0012 (059-387-0895)
発達障がい等	神戸小学校(すくすくルーム)	〒513-0801 神戸 2-12-10	059-382-1181 (059-382-1078) ↑直通
	飯野小学校(わくわく教室)	〒513-0804 三日市南 2-1-7	059-382-1020 (059-382-1754)
	創徳中学校(きらっとルーム)	〒513-0803 三日市町 1803-8	059-382-5205 (059-382-5720)

【1学期学校訪問の目的】

ICT 教育推進に向け、まずは学校の現状を把握し、課題を整理すること

【成果】

- 教師の意識の変化 「端末の操作スキル」⇒「授業での端末活用」
- ICT 活用の校内研修を行う学校の増加 【14校】
- ICT 支援員への相談内容が質へと変化 「授業での効果的な端末活用へ」
- 日常的な端末持ち帰りの増加 【15校】

【課題】	【2学期からの取組】
▲児童生徒が一人一台端末を使った授業が少ない (教師が端末を使った授業は増加)	・ ICT を使った個別最適な学びと協働的な学びの授業の具体例を示す
▲児童生徒の端末活用が授業の目的になっている	・ ねらいをもった効果的な ICT 活用方法について提示する
▲ICT 支援員の役割や仕事の認知が進んでいない	・ ICT 支援員と連携した授業の好事例を紹介する
▲端末持ち帰りが進むことによる、端末の故障や目的外使用への不安がある	・ 先進校の実践を紹介する ・ 端末の適切な使用についての周知と啓発を行う
▲情報モラル教育について、教職員による児童生徒に対する指導への不安がある	・ 情報活用能力の系統的な育成を行う

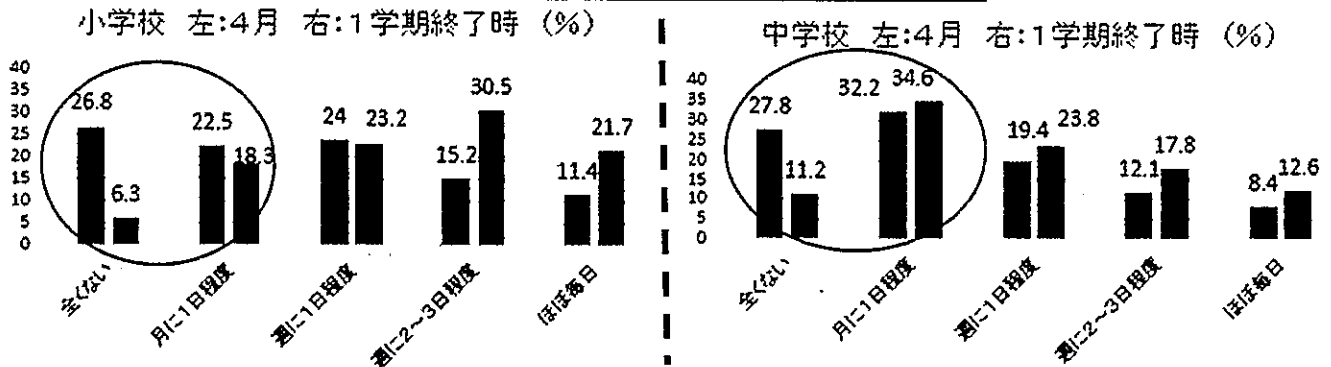
全市的な取組を推進するため、2学期からも学校訪問や ICT シェアサイト等で、さらに助言や周知に力を入れていきます

教育の情報化 教職員対象アンケートより

☆：分析 ★：今後の取組

R4 7月7日～7月22日実施

① 授業で児童生徒が Chromebook を活用する頻度について教えてください



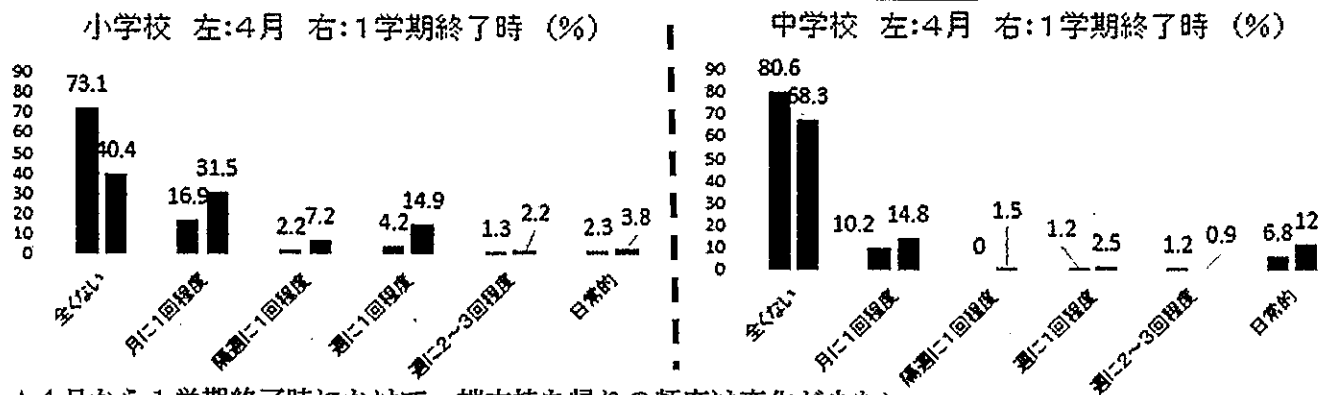
☆4月から1学期終了時にかけて、全体的に児童生徒の端末活用の頻度は高まってきている。

☆「全くない」及び「月に1日程度」の割合がまだまだ多く、端末の日常使いに課題がある。

★端末活用を推進するために ICT 活用に係る研修講座の充実を図る。夏季休業終了時まで ICT 活用に係る研修講座は計 10 回行った。年間を通して、計 15 回行う予定である。(令和3年度は年間6回)

★指導主事による学校訪問(2回目)を通して、さらなる ICT 活用を学校現場に働きかける。

② 1学期中に、児童生徒が端末を持ち帰った頻度について教えてください



☆4月から1学期終了時にかけて、端末持ち帰りの頻度は変化が少ない。

☆2学期以降の端末持ち帰りの目標に向けて、全市的に端末持ち帰りの頻度を高めていく必要がある。

★研修講座の企画や、指導主事の学校訪問時における働きかけを積極的に行う。

★端末持ち帰りのモデル(先進校の実践など)を ICT シェアサイトで学校現場に示す。

③ 1学期中に、ご自身の担当の授業において、ICT支援員が授業の中に入り、授業支援を行った回数を教えてください

(小) 0回:59% 1回:22% 2回:10% 3回以上:9%

(中) 0回:80% 1回:9% 2回:4% 3回以上:7%

★ICT支援員の主な役割の一つである「授業支援業務」がほとんど活用されていない。

★ICT支援員の業務について、ICTシェアサイト等で情報発信を行う。

④ ICT支援員活動連絡シートについて教えてください(複数回答可)

ICT支援員活動連絡シートについてほとんど知らない (小) 52.7% (中) 65.5%

ICT支援員活動連絡シートを活用して、ICT支援員と連携を図っている (小) 11.9% (中) 5.2%

ICT支援員活動連絡シート以外の方法で、ICT支援員と連携を図っている (小) 6.2% (中) 6.8%

★ICT支援員活動連絡シートがまだまだ知られていない。

★ICT支援員と学校の連携をより深めるために、ICT支援員と学校が連携することの良さについて、指導主事の学校訪問時に伝えていく。

令和4年度 ICT教育推進目標

『日常的に授業を行う教職員』

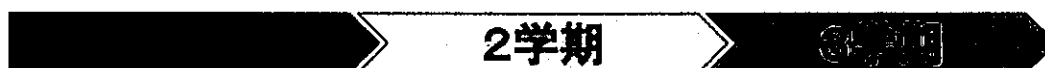
『授業の中で、児童生徒が Chromebookを使った学習を1日1回以上行う』

『日常的に授業を行わない教職員』
(管理職・養護教諭・事務職員など)

『教育活動で、日常的に Chromebookを使う』

9

R4年度 端末持ち帰り目標



【小学校】 4年生から 6年生	少なくとも 週1回以上 持ち帰る	教職員向けアンケート	少なくとも 週1回以上 持ち帰る	教職員向けアンケート	日常的に 持ち帰る	児童生徒向けアンケート
	少なくとも 週1回以上 持ち帰る		日常的に 持ち帰る		日常的に 持ち帰る	

【長期休業中は、全児童生徒が持ち帰ります】

29

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校における理科薬品類の取り扱い及び保管管理について

このことについて、別添「薬品の取り扱い及び保管管理について」を御参照いただき、各校においての薬品の取り扱い及び保管状況を確認していただくと共に、教職員への周知、御指導をお願いします。

記

- 1 薬品の管理について
 - (1) 薬品の管理責任者、取扱責任者、薬品使用者の役割を明確にし、それぞれの役割において適切な管理を行うこと。
 - (2) 理科教室、理科準備室、薬品保管庫の施錠及び鍵の管理の徹底を図ること。
 - (3) 薬品の使用状況を把握し、薬品使用簿の記入、管理を適切に行うこと。
- 2 薬品の保管について
 - (1) 薬品の保管を適切に行い、薬品庫や薬品の転倒防止についても必要な措置を行うこと。
 - (2) 劇物、危険物の管理を徹底し、混合や化学反応をさけるための措置を講じること。
- 3 薬品の購入・廃棄について
 - (1) 薬品の購入については、学校の年間計画に従って購入し、特に毒物・劇物薬品は必要以上に購入しないようにすること。
 - (2) 薬品の廃棄については、管理担当者、取扱責任者、薬品使用者において適切に行うこと。
※ 廃棄方法については、「学校における理科薬品類の取扱い及び保管管理」(別紙)及び教科書教師用指導書参照。
- 4 薬品使用簿への記入について
 - (1) 薬品使用簿は、規定の様式「理科実験用薬品の使用簿」(様式1)を使用する。
 - (2) 薬品ごとに、購入日時、購入量、使用量、残有量を記入し、各年度の使用状況がわかるように管理する。
- 5 備考
 - (1) 市の定期監査において、薬品使用簿への記載不備が指摘されることがあります。
学校で保管している薬品「毒物、劇物、危険物」については、必ず「理科実験用薬品の使用簿」に記載されますよう教職員に周知徹底をお願いします。
 - (2) 別添の「理科実験用薬品の使用簿」(様式1)は、増刷して使用してください。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 村林 怜之

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

(別紙)

薬品の取り扱い及び保管管理について

1 薬品の管理担当者

(1) 管理責任者（校長・教頭）

- ・ 薬品庫の鍵は、学校保管（校長・教頭）とする。
- ・ 毎学期ごとに薬品の使用状況を確認し、使用簿へ記名し検印する。

(2) 取扱責任者（理科担当）

- ・ 毎学期ごとに薬品を点検し、薬品使用簿へ押印する。
- ・ 不足した薬品の購入や不要薬品の廃棄をする。
- ・ 異常があった場合、薬品使用者から報告を受ける。
- ・ 管理責任者へ管理状況を報告する。

(3) 薬品使用者（授業者）

- ・ 学校で決めた方法に従って薬品を使用する。
- ・ 薬品を使用したら、「理科実験用薬品の使用簿」へ記入する。
- ・ 薬品は必要な分だけ取り出し、液状の薬品は余っても戻さないこと。（薬品の混合を防ぐため）
- ・ 希釈した塩酸など、短期間で再び使う薬品は、薬品名と使用者を明記した容器に保管する。
- ・ 薬品に異常が発生したら、取扱責任者に報告する。

(4) 学校薬剤師

- ・ 薬品の管理状況について指導監督する。

2 薬品の保管

- (1) 理科教室、理科準備室、薬品保管庫は必ず施錠し、鍵の管理を徹底する。
- (2) 劇物等は保管庫の中で容器が倒れないよう、仕切りのついたボックスに入れる、砂を敷いて転倒を防止するなどの対策を立てる。
- (3) 戸棚の棚板には、すべり止めのさんや針金を張るなどの処置をする。
- (4) 劇物や引火物の保管場所には「医薬用外劇物」の表示（白地に赤字）を行い、外から危険性が確認できるようにする。ただし、毒物は直接目にふれないように考慮する。
- (5) 保管庫は、地震に対応するよう壁面と床面をL金具等で固定する。
- (6) 混合や化学反応をさけるため、薬品の種類ごとにまとめ（酸とアルカリ及び酸化剤と還元剤等）、混合しやすい薬品類は離して配置する。

＜保管薬品の配列例＞

一般薬品庫	【単体 金属・非金属】 (スチールウールなど)	【有機化合物】 (砂糖, デンプンなど)
	【無機化合物】 塩化ナトリウム 二酸化マンガン (粒) 四ホウ酸ナトリウム チオ硫酸ナトリウム 硫酸カリウムアルミニウム ホウ酸 (大理石, 石灰石など)	【色素・指示薬】 (食紅, BTB溶液など)
劇物・危険物庫	【無機化合物 (劇物)】 ヨウ化カリウム ヨウ素 ヨウ素液 過酸化水素水	【塩基類 (アルカリ)】 水酸化カルシウム 水酸化ナトリウム アンモニア水
	【酸類】 塩酸	【アルコール類】 エタノール メタノール

3 薬品の購入

- (1) 薬品の購入については、学校の年間計画に従って購入し、特に劇物・危険物薬品については、必要以上に購入しないようにするとともに、保管についても厳重に管理すること。
- (2) 薬品購入後は、必ず「理科実験用薬品の使用簿」に記入すること。

4 理科実験用薬品の使用簿への記入

- (1) 「毒物, 劇物, 危険物」薬品を使用の際は、その都度、授業者が必ず薬品使用簿に記入する。一般薬品の記入については、学校の判断で行う。(残有量を把握しておきたい薬品等)
- (2) 薬品使用簿としては、規程様式、理科実験用薬品の使用簿(様式1)を各校で増刷りして使用する。使用にあたっては、前年度の残有量をはじめに記入する。
- (3) 残有量の欄は、ml, g単位の概数で記入すること。
- (4) 使用目的の欄は、その目的を簡単に記入すること。
- (5) 記入にあたっては、ボールペン等、簡単に消せない筆記用具を使用すること。
- (6) 取扱責任者は、毎学期ごとに朱線を引き、残有量を点検する。その際に、取扱責任者の認印、管理責任者の検印を押印すること。

5 薬品の廃棄

【学校で使う薬品類の廃棄方法】

- (1) ミョウバン、塩化ナトリウムなど、水に流すことのできる廃液は、多量の水で希釈して流す。
- (2) 酸性廃液とアルカリ性廃液はそれぞれ別々に回収し、混合しても危険がないことを確かめてから発熱に注意して混合し、なるべく中性に近づけ、大量の水とともに流して捨てる。
- (3) 薬品の廃棄は、原則、授業者が授業終了後に行う。

※ 中学校で使用する主な薬品の廃棄方法については、教師用指導書に記載されています。

※ 保管している薬品の種類は学校ごとに違いがあり、種別によって廃棄方法が異なります。

上記①②以外の薬品の廃棄方法については、教師用指導書やインターネット等で確認したり、学校薬剤師に相談したりして、適切な処理をしてください。

6 理科薬品一覧

- (1) 小学校の実験で使用する主な薬品

	薬品名	分類			薬品名	分類	
1	エタノール	危		8	水酸化カルシウム (石灰水)		
2	メタノール	劇	危	9	水酸化ナトリウム	劇	
3	燃料・工業用アルコール	劇	危	10	二酸化マンガン		
4	塩化ナトリウム (食塩)			11	ブルモチモールブルー液(BTB液)		
5	塩酸	劇		12	ミョウバン		
6	過酸化水素水 (オキシドール)	劇	危	13	ヨウ素・ヨウ素カリウム	劇	
7	簡易水質検査試薬			14	アンモニア水	劇	

(2) 中学校で使用が予想される主な薬品

	薬品名	分類	学年		薬品名	分類	学年
1	ヨウ素・ヨウ素カリウム	劇	1,2,3	35	水酸化ナトリウム	劇	1.2.3
2	臭素	劇		36	水酸化カリウム	劇	3
3	ナトリウム	劇		37	水酸化バリウム	劇	3
4	水銀	毒		38	アンモニア水	劇	
5	塩化亜鉛	劇		39	ネスラー試薬	毒	
6	塩化銅	劇	2.3	40	炭化カルシウム	劇	
7	塩化鉛	劇		41	炭酸水素ナトリウム		1.2
8	塩化バリウム	劇	2	42	酸化カルシウム		
9	塩化水銀	毒		43	四塩化炭素	劇	
10	塩素酸ナトリウム	劇		44	クロロホルム	劇	
11	過マンガン酸カリウム			45	ベンゼン		
12	硝酸カリウム		1	46	キシレン	劇	
13	硝酸ナトリウム			47	パラジクロロベンゼン		
14	硝酸銀	劇		48	エタノール	危	1.3
15	硝酸銅	劇		49	メタノール	劇	
16	硝酸鉛	劇		50	二酸化マンガン		1.3
17	過酸化水素水	劇	1.3	51	イソプロパノール	危	
18	酸化銅		2	52	フェノール	劇	
19	酸化鉛	劇		53	クレゾール	劇	
20	二酸化鉛	劇		54	エチルエーテル	危	
21	酸化水銀	毒		55	シュウ酸	劇	
22	塩化鉄		3	56	酢酸		
23	硫酸銅			57	ホルマリン	劇	
24	クロム酸カリウム	劇		58	アセトアルデヒド		
25	重クロム酸カリウム	劇		59	アセトン	危	
26	塩酸	劇	1.2.3	60	クエン酸		2
27	硫酸	劇	3	61	硫酸ナトリウム		2
28	硝酸	劇		62	酢酸カーミン		2.3
29	酸化銀		2	63	酢酸オルセイン		2.3
30	塩化アンモニウム		1	64	ベネジクト液		2
31	水酸化カルシウム		1	65	炭酸アンモニウム		
32	フェノールフタレイン		1.2.3	66	炭酸ナトリウム		1
33	ミョウバン		1	67	バルチミン酸		1
34	BTB液		1.3	68	メントール		1

1 不登校支援のポイント

「授業改善」+「学級づくり」+「支援・声かけ」の充実

*子ども一人ひとりを大切に取る取組。

*この取組の充実が、“新たな不登校”を生まない取組となる。

「情報」なくして「アセスメント(見立て)」なし

「アセスメント(見立て)」なくして「支援」なし

*子ども一人ひとりをよく知る取組, 児童生徒理解の取組が決定的に重要。

*子どもの力を信じ, その力を引き出す取組を推進する。

※ (必要な学校は)見直し・点検をお願いします!

・担当していた職員が異動したため記録が残っていない……

・担任はメモをしているが, ケース会議等で活用できる記録はない……

・SC や SSW からの情報は, 保管されていない……

2 夏季休業中の取組

○配慮・支援が必要な児童生徒等については, 家庭訪問等を実施するなどして, 2学期の学校生活の不安感等を軽減する取組を実施する。

3 2学期当初の取組

○学期始めの様子をていねいに観察し, 必要であれば教育相談等を実施し, 子どもの不安感等を把握し, 的確迅速に対応する。

○不登校の兆しがある児童生徒や不登校状態の児童生徒について, 2学期当初の様子を踏まえ, 改めてアセスメント(見立て)を行うことが望ましい。

4 アセスメント(見立て)とは……

○適切かつタイムリーな支援のためにアセスメント(見立て)が必須である。その子理解につながる情報, その子の強み等に関する情報を集め, 「児童生徒理解・支援シート」等に記録し, 組織的にアセスメントをすることが重要である。

○アセスメント(見立て)とは, 児童生徒の状況等を踏まえ, 支援のための仮説を立てることといえる。事例の経過や働きかけの結果に伴って追加したり, 削除したりしながら修正・改良していくものである。

○アセスメントに際しては, SC や SSW 等を活用することが有効である。その際, 児童生徒の力を引き出してくれる可能性のある「リソース」(資源・資質)等の基本情報をSC, SSWに伝えることでより有効, 適切なアドバイスをいただける。

1 児童生徒の自殺予防に係る取組について（文科省通知）

令和3年の児童生徒の自殺者数は473人で前年(499人)から減少したものの、引き続き憂慮すべき状況にあります。また、令和4年の児童生徒の自殺者数は、1月から5月までで計156人(令和3年同時期:209人)という状況にあります。18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

2. 学校における自殺予防に向けた取組

- (1) 一学期に欠席が多かった児童生徒への電話や家庭訪問等の実施
- (2) 一学期いじめアンケートを見直し、気になる児童生徒への電話や家庭訪問等の実施
- (3) 児童生徒及び保護者へのいじめ、不登校、悩み等の相談窓口の周知
- (4) 悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見のためのアンケート調査や教育相談、家庭訪問等の実施
- (5) 児童生徒の状況を的確に把握するための細やかな健康観察や健康相談等の実施
- (6) スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題への適切な対応
- (7) 学校いじめ防止対策基本方針に従った取組の推進
- (8) 保護者に対する家庭における見守りの促進と学校の相談窓口の周知

3. 児童生徒の自殺予防に関するマニュアル・手引き・学習教材など

【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引ー」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf



- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえない自分 かけがえない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



大切なことは「気づく」「聴く」「伝える」「つなぐ」こと。

自分のこころのSOSに気づいたら...

- 相談できそうな人や場所を見つけよう
ひとりでは悩む必要はありません。周りの相談できる人や、気持ちを伝えられる場所を見つけましょう。
- 話そう
話すことで気持ちの楽になることがあります。周りの相談できる人に話していることを伝えましょう。

仲間のこころのSOSに気づいたら...

- 声をかけよう
さびしい言葉かけや、話をしてみよう。
- 話を聴こう
相手の気持ちを受け止め、よりきいてあげましょう。
- 相談しよう
先生や家族など周りの大人に相談しましょう。

メールやチャット・電話で相談できるところがあります。

相談先	相談窓口	電話番号	受付時間	相談のQRコード・アドレス
こころの健康相談電話	ダイヤル111	0120-99-7777	毎日10:00~19:00 16:00~21:00	メールがなくても相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル2555	0800-200-2555	毎日10:00~19:00 13:00~21:00	相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル333	0120-279-333	毎日(公休)	相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル2555	059-221-2555	毎日18:00~23:00	相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル556	0570-753-556	毎日10:00~22:00	相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル556	0120-753-556	毎日16:00~21:00 毎月10日8:00~翌日8:00	相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル110	0120-007-110	月~金 8:30~17:15	相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル3779	059-225-3779	毎日(公休)	相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル7422	059-384-7422	月~金 8:30~17:15	相談できる
こころの健康相談ダイヤル	ダイヤル9250	059-382-9250	月~金 8:30~17:15	相談できる

令和4年度自殺対策啓発事業クリアファイル
鈴鹿市作成

生徒指導及びいじめアンケートの実施について

1 生徒指導について

学校では、問題行動等について、状況に応じ、保護者と連携したケース会議での対応策の検討・実施や、関係機関への相談や連携を進めるなど、継続した指導や支援を行う必要があります。中学校では、生徒の小学校時の様子や対応等について、小学校との連携も重要となります。また、交友関係が広がることから、校内の生徒関係だけでなく、他校の生徒や他市の生徒等との交流についても見受けられ、生徒間のつながりについて注意深く様子を見守り、学校間で情報を共有し対応することが求められます。

2 いじめアンケートの実施について

鈴鹿市いじめ防止基本方針に示してあるとおり、毎学期当初を基準として年間3回のいじめについてのアンケート調査を実施しております。学校ではアンケートの結果を教育相談につなげる等、いじめの早期発見、早期対応に向けた生徒指導体制や教育相談体制の充実を図っていただきますようお願いいたします。2学期のいじめアンケートは、9月中に実施してください。また、いじめを認知した場合は、各校のいじめ防止基本方針に従い、いじめ解決への道筋を明らかにして対応していくことが重要となります。今後も、問題が複雑化する前に対応ができるよう、教育支援課に情報共有をしていただくようお願いいたします。

また、今後、児童生徒の発達段階を踏まえて、Chromebook を活用して、いじめアンケートを実施することを考えております。

人権教育の推進について

1 差別発言について 〈人権教育サポートガイドブックⅡ P21 より〉

教育課題として取り上げる差別発言とは、特定の人や集団を忌避・排除したり蔑んだりする発言であり、以下のような影響を及ぼすものと捉えています。

- その言動に触れた被差別当事者や周りの人を、傷つけたり不快にさせたりする。
- 社会にある差別を温存し、特定の人や集団に対する差別をさらに助長・誘発する。

事象によっては、発言した子どもに差別する意図がないことがあります。

また、その発言によって傷つく人がその場5にいないこともあります。あるいは、自分自身に向けた発言であることもあります。

そのような場合であっても、「被差別当事者やまわりの人を傷つけたり不快にさせたりする」「社会にある差別を温存し、特定の人や集団に対する差別をさらに助長・誘発する」といった可能性があることをふまえ、差別発言としてとらえて取組を進める必要があります。

このとらえ方は、発言以外の、落書きやしぐさ等にも当てはまります。

2 今後の取組について

子どもたちの日常生活における発言、行動を丁寧に見つめ直すとともに、差別やいじめをさせない、許さない集団づくりに引き続き取り組む。

- (1) 人権侵害(差別事象)後の学校組織としての取組については、三重県教育委員会事務局人権教育課作成の「人権教育サポートガイドブックⅡ(令和3年3月発行)P21～32」等を活用し研修を深め、様々な教職員が、チームとして共通認識を持って取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症や自殺予防(命と人権を守る)に係る学習指導資料については、三重県教育委員会事務局人権教育課作成の「みらいをひらく 増補版(令和3年3月発行)P123～141」等を活用し、道徳や各教科と関連付けて取り組む。
- (3) 報告書については、その概要と発生直後の対応の第1報以外に、第2報として、初期対応後にどのような取組を行ったのか、「差別事象の分析」と「課題の明確化」「具体的な取組」等を報告する。

➡報告後の差別防止の具体的取組が重要

- (4) 「いじめ」については、その背景に個別的な人権問題が認められる場合に報告する。判断が難しい場合、教育支援課、人権教育センターへ問い合わせる。

18 学校における人権侵害(差別事象)

新学期、学級役員を選出するための学級活動中に、A（児童生徒）が立候補したところ、B（児童生徒）が「〇〇のくせに」と言った。

○事象発生からの対応ポイント

被害生徒の状況把握とその対応

- ① 児童生徒の人権を守ることを最優先とし、安心して学び、生活できる環境づくりを進める。
- ② 学校の教育課題を明確にし、その解決に向けて組織的に取り組む。
- ③ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ④ 発生した事象を人権が尊重される学校づくりの契機ととらえ、主体性を持って取り組む。

○初期対応

発生直後の対応

- ① 授業者は、Bの発言内容や意図を確認したうえで、「今の発言は人を傷つけるものである」等の指摘を行う。あわせて、A及び他の児童生徒に対しても適切な指導を行い、状況判断をしたうえで授業を再開する。
- ② 授業者は、授業後速やかに関係教職員（管理職・人権教育推進担当者等）に状況報告を行う。
 - ※ 発言により動揺している児童生徒がいる場合は、他の教職員に協力を求め、当該児童生徒のケアに努める。
 - ※ 差別落書き等の場合は、原則として、直ちに落書きを覆い、保存したうえで、管理職に報告を行い、関係教職員立ち合いのもと現場確認・記録（撮影等）をした後、消去する。
 - ※ インターネット上に動画・画像等の掲載を行っている場合は、必要に応じて保存・削除要請等の対応を行う。（削除要請の詳細は、「15 インターネットの掲示板上での誹謗中傷」の項を参照のこと）

聴き取り

- ① 関係教職員で児童生徒の状況についての情報共有と協議を行い、A・B等関係児童生徒への聴き取りを行ううえでの共通理解を図る。
 - 〈協議事項の例〉
 - ・指導の方向性
 - ・聴き取る内容
 - ・聴き取りの体制（分担・環境等）
 - ・当面の対応内容（児童生徒のケア・指導方法等）
- ② 学校の教育課題を見出していく観点を持って聴き取りを行う。発言内容やその時の状況等について正確に事実を確認する。また、行為に至った経過・要因や発言に関する認識（人権問題に関する認識やこれまでの人権学習の経験、生活背景等を含む）等についても聴き取る。
- ③ 人権教育推進担当者は事象の概要をまとめ、校長に報告する。校長は、取組体制を確立し、教職員に情報・課題の共有を行う。
 - ※ 個人情報の取扱いには十分配慮し、プライバシーの保護に努める。

保護者・教育委員会等との連携

- ① 人権教育推進担当者・学級担任等を中心に、家庭訪問等により保護者との連携を図る。
 - 〈情報共有・相談対応の例〉
 - ・対応の経過
 - ・児童生徒の様子
 - ・保護者の思い
 - ・今後の取組方向
 - ※ 保護者等との情報共有・相談対応においては、学校及び教職員の姿勢を示す等信頼関係を構築することを大切にする。
- ② 校長は、事象の概要・発生直後の対応等について教育委員会に報告・相談し、次のいず

れかにより取り組む。いずれの場合も事象の概要・取組内容等を取りまとめ、年度末に教育委員会に提出する。

- 教育委員会に、継続的に連絡・相談等を行い、連携を図りながら、後述の「事後の取組」に沿って、課題の解決に取り組む。
- 各学校が主体的に、後述の「事後の取組」を参考として課題の解決に取り組む。必要に応じて教育委員会に連絡・相談等を行う。

○事後の取組

課題解決会議等の開催

- ① 後述の「短期的な取組」を参考に、事象発生直後の早急かつ適切な取組を進める。
- ② 人権教育推進委員会等において、事象に係わる整理を行う。
(整理のポイント)
 - 事象の分析(発生の要因・背景と差別性についての考察)
 - 事象発生後の対応の検証
 - 学校・関係者(家庭・地域を含む)・関係機関等の課題の明確化
 - 取組の方向性や具体的な方策
- ③ 多様な主体の協力を得て、課題解決会議を開催し、整理のポイントに沿って協議を行う。
(課題解決会議の基本的なメンバー)
その事象に関係する学校の教職員、「人権教育推進協議会」のメンバー、市町等教育委員会・関係機関の職員等

改善計画の策定

- ① 課題解決会議等における協議の結果をふまえて改善計画を策定し、教育委員会に提出する。
(改善計画の項目例)
 - 事象の概要(発生日時・場所、関係者、内容、事象を把握した経緯・発生後の対応)
 - 事象発生の要因・背景、差別性
 - 解決すべき教育課題
 - 教育課題の解決に向けた取組(短期的な取組、中・長期的な取組)
 - ※ 解決すべき教育課題及び教育課題の解決に向けた取組については、「児童生徒に係わること」「学校・教職員に係わること」「家庭・地域等に係わること」の観点で記載する。

改善計画に基づく取組

- ① 改善計画に基づき、後述の「短期的な取組」や「中・長期的な取組(日常の取組)」を参考に、多様な主体の協力等を得ながら組織的な取組を行う。また、必要に応じて教育委員会に連絡・相談等を行い、連携を図る。

取組に対する評価

- ① 年度末等の適切な時期に改善計画に基づく取組についての評価を行い、その結果を教職員はじめ学校関係者で共有し、人権教育推進計画に反映させる。また、取組内容と評価結果等を取りまとめ教育委員会に提出する。

○取組を進めるうえでのポイント

短期的な取組

- ① 関係児童生徒を中心に、児童生徒全体の実態把握のための取組(個別懇談等)を行う。
- ② 事象発生の要因や背景等をふまえ、児童生徒の人権問題に関する理解や認識を深め、課題解決に向けた意欲や態度を育成する学習を実施する。取組を進めるにあたっては自他の人権を守るための実践行動ができる力を身に付けるといった観点を重視する。
- ③ 発生した事象に係わる個別的な人権問題について、教職員の認識を深める研修等を実施

する。

- ④ 学校の取組を推進するため、家庭・地域との連携・協力関係を構築する。

中・長期的な取組（日常の取組）

- ① きめ細かい観察や個別懇談等を通じた児童生徒の実態把握に努めるとともに、児童生徒と教職員との信頼関係を構築する。
- ② 人権教育推進計画・人権教育カリキュラムに基づく実践を行い、取組の成果と課題に応じて推進計画等の改善を行う。
- ③ 人権学習指導資料等の積極的な活用や、児童生徒による自主的な活動を活性化させることにより、人権学習活動の充実を図る。
- ④ いじめや差別等を許さない仲間づくりに取り組む。
- ⑤ 教育活動全般を、人権尊重の視点で常にチェックする。
- ⑥ 教職員の人権意識と人権感覚を高める研修を充実させる。
- ⑦ 家庭・地域・関係学校等との連携を密にし、積極的な情報発信等により開かれた学校づくりを進める。

○関係法令等

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日施行）
- ・人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月1日施行）
- ・三重県人権施策基本方針（平成11年3月策定、平成18年3月改定、平成27年12月改定）
- ・三重県人権教育基本方針（平成11年2月策定、平成21年2月改定、平成29年3月改定）
- ・人権教育ガイドライン（平成30年3月発行）

「三重県人権教育基本方針」（＜教育関係者の取組＞より）

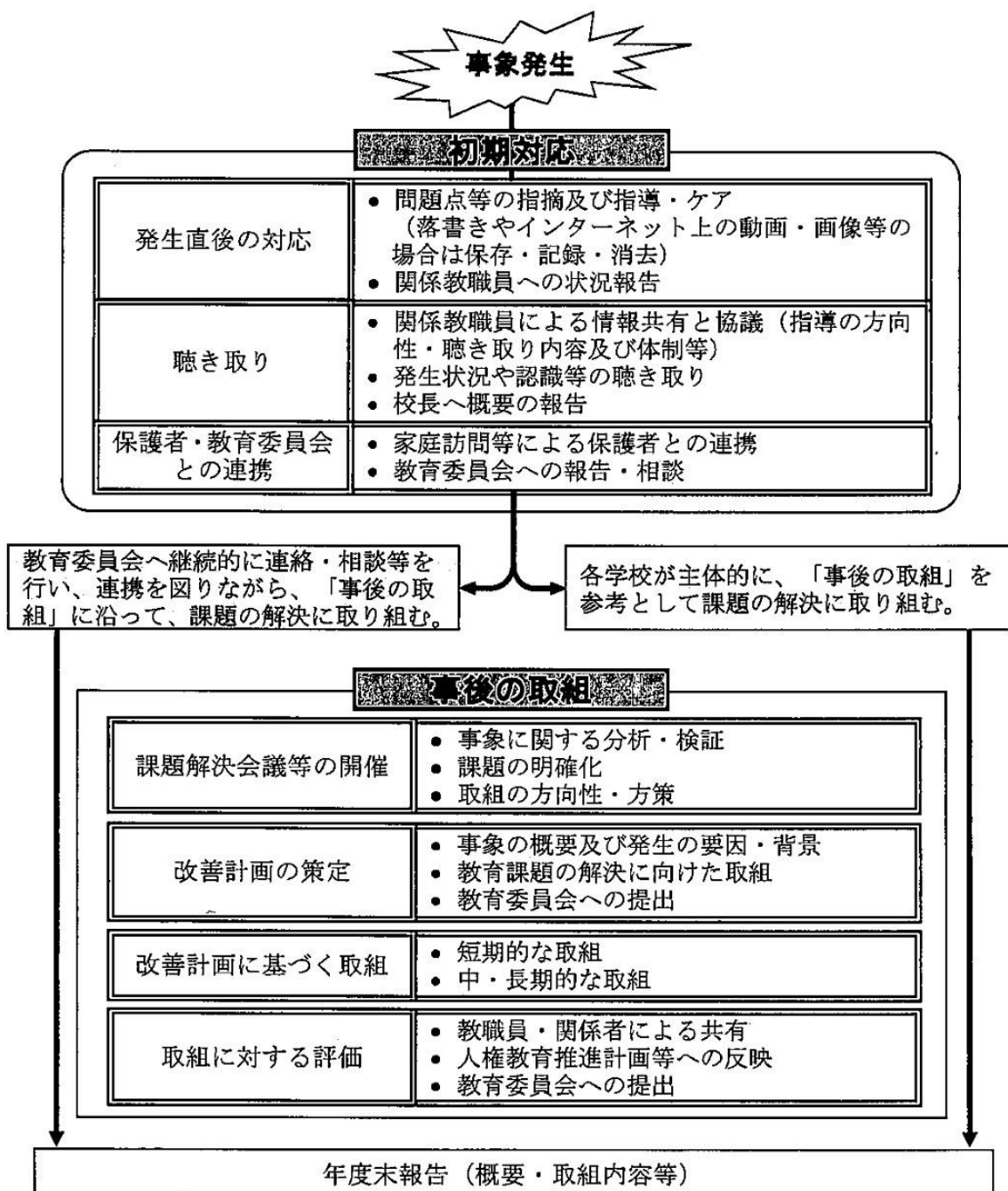
すべての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。

- 人権問題は、現在の社会の中に厳存しているという事実認識にたち、その現状を的確にとらえます。
- 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識にたちます。
- 人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識にたちます。
- 日本の社会に存在するさまざまな意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識にたちます。
- 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。
- 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。
- 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。

学校における人権侵害（差別事象）対応フロー図

【ポイント】

- ① 児童生徒の人権を守ることを最優先とし、安心して学び、生活できる環境づくりを進める。
- ② 学校の教育課題を明確にし、その解決に向けて組織的に取り組む。
- ③ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ④ 発生した事象を人権が尊重される学校づくりの契機ととらえ、主体性を持って取り組む。



※ 小中学校等において、市町等教育委員会で独自にマニュアルを作成している場合、それに沿って取組を進める。

鈴子支第号
令和4年 月 日

(宛先)各小中学校長

鈴鹿市子ども政策部
子ども家庭支援課長

令和4年度 引継ぎ支援会議について(依頼)

このことについて、途切れのない支援の一環として、本年度も下記のとおり引継ぎ支援会議について案内をいたします。

つきましては、保護者へ周知いただきますとともに、実施につきまして御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【令和4年度引継ぎ支援会議】

- 1 対象者 ・「すずかっ子支援ファイル」(新:「すずっこファイル」)を作成している児童生徒の保護者
・引継ぎ支援会議を希望している保護者
※いずれも年長, 小学6年生, 中学3年生の保護者が対象です。
- 2 実施期間 令和4年12月～令和5年3月までの期間
※11月に引継ぎ支援会議を希望する場合は、在籍機関と就学・進学先で日程等の相談をした上、実施してください。
- 3 実施場所 就学・進学先の学校
- 4 参加者 引継ぎ支援会議を希望する保護者
在籍機関職員, 就学・進学先職員, (必要に応じて)関係機関等職員
(未就学→小学校, 小学校→中学校, 中学校→高等学校)
- 5 提出書類 引継ぎ支援会議 日程報告書
…各在籍機関にて取りまとめたものを1部
- 6 提出先等 (提出先) 子ども家庭支援課 教育相談グループ
(提出方法) 文書便またはメールにて提出してください。
(提出期限) 12月開催分・・・令和4年11月 4日(金)
1～3月開催分・・・令和4年12月23日(金)
(備考) 引継ぎ支援会議日程報告書については、希望者がいない場合対象者氏名欄に「該当者なし」と記入し、提出してください。
- 7 その他 実施の詳細につきましては、「引継ぎ支援会議について」を御参照ください。

【事務担当】鈴鹿市子ども家庭支援課

教育相談グループ 竹原三保子・横矢規・杉山美幸

TEL 059-382-9140

E-mail kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

引継ぎ支援会議の実施について

1 引継ぎ支援会議の日程等の連絡調整について

- ① 会議には、保護者、在籍機関、引継ぎ先が必ず参加となります。保護者の参加要請に応じて、様々な関係機関(療育センター、健康づくり課、保健センター、子ども家庭支援課等)も参加いたしますので、関係機関への日程連絡及び調整等は、在籍機関が行ってください。
- ② 特別支援学校への引継ぎについては、平成29年度より学校間での引継ぎのみとなっております。しかし、保護者から引継ぎ支援会議開催の要請があった場合はその限りではありませんので、子ども家庭支援課(059—382—9140 竹原・横矢・杉山)までご連絡ください。
- ③ 通訳が必要な場合は、在籍機関と引継ぎ先で相談していただき、どちらが依頼するか決めてください。

2 引継ぎ支援会議当日の準備及び進行等について

- ① 引継ぎ支援会議は、就学・進学先の小中学校(以下 引継ぎ先)で開催してください。
- ② 引継ぎ支援会議の司会(進行)と記録は、引継ぎ先の特別支援教育コーディネーターを中心に、引継ぎ先と在籍機関の参加者で相談して決めてください。
※会議の冒頭で、司会(進行)から終了予定時刻を設定してもらうことで、会議の進行への協力が得やすくなります。
- ③ 当日「すずかっ子支援ファイル」(新:「すずっこファイル」)を資料とする場合がありますので、在籍機関又は、保護者をご持参ください。
- ④ 当日の事項書は、会場準備とあわせて引継ぎ先で準備してください。

3 「すずかっ子支援ファイル」完成版(原本)の引継ぎについて

引継ぎ支援会議終了後の「すずかっ子支援ファイル」の引継ぎは、在籍機関が、「すずかっ子支援ファイル」完成版(原本)巻末に「引継同意書」(原本)を付け、卒園・卒業後に引継ぎ先へ、直接、引き渡してください。

なお、進学先が、県立学校、私立学校等の場合、「すずかっ子支援ファイル」完成版(原本)を保護者に返却し、保護者が進学先へ持参する場合があります。

※「すずかっ子支援ファイル」は、継ぎ支援会議の開催がなかった場合も含め、来年度就学・進学予定者の保護者に同意を得た上で引継ぎ先へ引き渡してください。同意されなかった場合は、保護者へ返却してください。

引継ぎ支援会議を希望される保護者様へ

～途切れのない支援のために～

小学校への「引継ぎ支援会議」 をご案内します。

令和4年 月 日

お子さんの小学校入学の時期が近づいてきました。この頃になると、新しい小学校生活への期待が出てくる反面、スムーズに小学校生活をスタートできるかどうか心配が出てくる時期でもあります。



そこで鈴鹿市では、保護者の方がお子さんを安心して小学校へ送り出すことができるよう、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等と小学校が連携して「引継ぎ支援会議」を行っています。

この会議では、小学校入学前に、家庭や幼稚園・保育所(園)・認定こども園等でのお子さんの様子や、今まで行われてきた支援の方法等を、保護者の方とともに在籍する幼稚園・保育所(園)・認定こども園等から小学校へ伝え、支援の引継ぎをしていきます。

会議の参加者は、保護者、現在在籍している幼稚園・保育所(園)・認定こども園等の先生、入学先の小学校の先生です。また、保護者の方の要請により、療育センター、健康づくり課(保健センター)、子ども家庭支援課等、関係機関の職員が参加することもあります。会議の時間は40分程度を予定しています。

「引継ぎ支援会議」を希望される方は、月 日()までに、現在在籍している機関(幼稚園・保育所(園)・認定こども園等)までご連絡ください。「引継ぎ支援会議」は、令和4年12月から令和5年3月までの期間を予定しています。日時につきましては、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等とご相談ください。

また、途切れのない支援のために「すずかっ子支援ファイル」(新:「すずっこファイル」)を作成されることをおすすめしています。



問い合わせ先

(在籍機関名)

TEL (059) -

鈴鹿市子ども家庭支援課 (教育相談グループ 竹原・横矢・杉山)

TEL (059)382-9140

引継ぎ支援会議を希望される保護者様へ

～途切れのない支援のために～

中学校への「引継ぎ支援会議」 をご案内します。

令和4年 月 日

お子さんの中学校入学の時期が近づいてきました。この頃になると、新しい中学校生活への期待が出てくる反面、スムーズに中学校生活をスタートできるかどうか心配が出てくる時期でもあります。



そこで鈴鹿市では、保護者の方がお子さんを安心して中学校へ送り出すことができるよう、小中学校が連携して「引継ぎ支援会議」を行っています。

この会議では、中学校入学前に、家庭や小学校でのお子さんの様子や、今まで行われてきた支援の方法等を、保護者の方とともに在籍する小学校から中学校へ伝え、支援の引継ぎをしていきます。

会議の参加者は、保護者、現在在籍している小学校の先生、入学先の中学校の先生です。また、保護者の方の要請により、療育センター、健康づくり課(保健センター)、子ども家庭支援課等関係機関の職員が参加することもあります。会議の時間は40分程度を予定しています。

「引継ぎ支援会議」を希望される場合は、 月 日()までに、現在在籍している小学校までご連絡ください。「引継ぎ支援会議」は、令和4年12月から令和5年3月までの期間を予定しています。日時につきましては、小学校とご相談ください。

また、途切れのない支援のために「すずかっ子支援ファイル」(新:「すずっこファイル」)を作成されることをおすすめしています。



問い合わせ先
鈴鹿市立〇〇小学校
TEL (059) -
鈴鹿市子ども家庭支援課(教育相談グループ 竹原・横矢・杉山)
TEL (059)382-9140

令和4年度 鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会

児童虐待防止講演会

親の心に寄り添う支援とは

～育児困難を虐待に発展させないために～

【日 時】令和4年11月2日(水) 13:30～15:00

※受付13:00～

【場 所】鈴鹿市役所 12階 1203会議室(鈴鹿市神戸一丁目18番18号)

※コロナの状況次第でオンライン配信に変更する場合があります。

【定 員】50名 先着順

【対 象】学校・幼稚園・保育所(園)等関係者, 児童福祉関係者等

【申込方法】FAX, メール, 文書便にて参加申込書を送付してください。

★申込〆切 10月19日(水)

【備 考】後日, YouTube 鈴鹿市公式チャンネルにて配信予定

講師プロフィール

辻 由起子(つじ ゆきこ) 氏

- 大阪府子ども家庭サポーター
- NPO 法人西成チャイルド・ケア・センター理事
- 内閣官房こども政策参与 など



◇1973年, 大阪府茨木市生まれ。18歳で結婚, 19歳で娘を出産, 23歳でシングルマザーに。仕事, 育児, 家事をこなしながら, 通信教育で大学を2回卒業。娘は中学校で不登校の経験を持つ。リスクだらけの子育て経験と, 小・中学校の相談員の経験から, 全ての人の子育てを楽しめる社会を目指して現在活動中。主な活動は相談業務, イベント開催, 政策提言, 研修講師, マスコミ発信, 行政のスーパーバイザーなど。活動内容は24時間テレビ, NHK おはよう日本などマスコミに多数取り上げられている。

【問い合わせ先】

鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課
家庭支援G 小久保, 杉本

TEL : 059-382-9140

FAX 番号：059-382-9142 子ども家庭支援課 行き

部署メール：kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

申込〆切：令和4年10月19日(水)

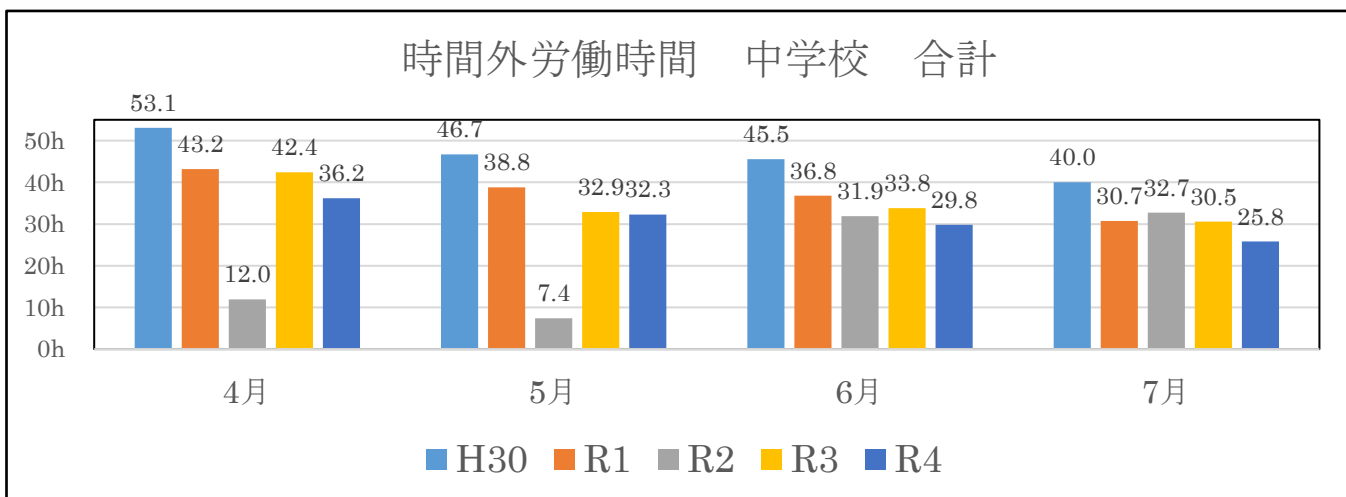
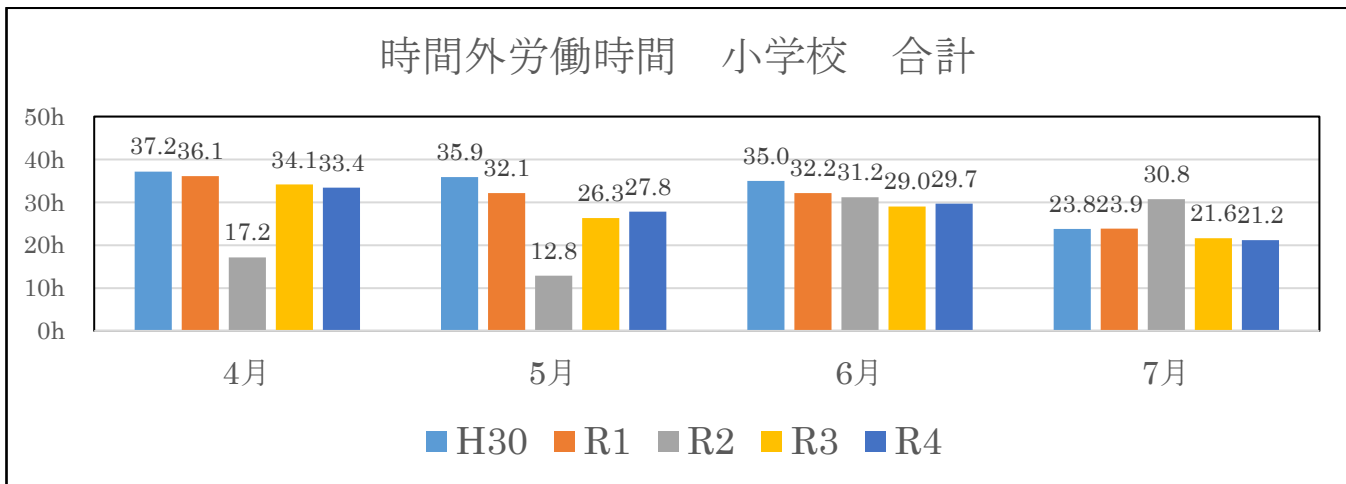
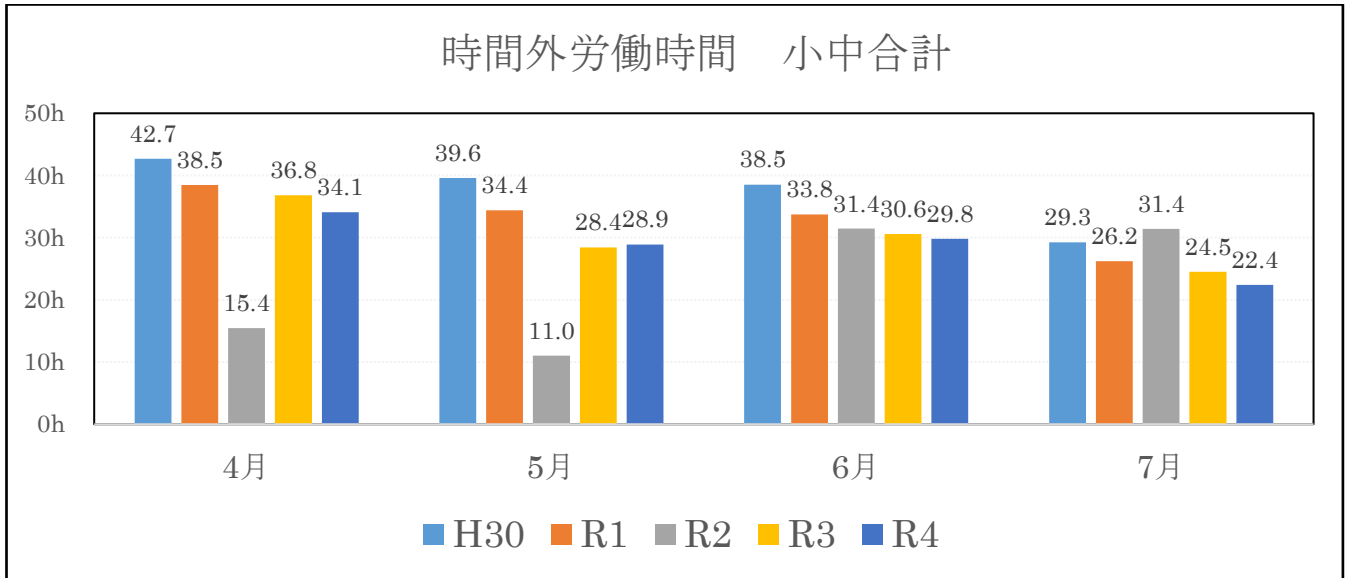
11月2日(水) 児童虐待防止講演会 参加申込書

所属名 (連絡先)	(TEL)
お名前	

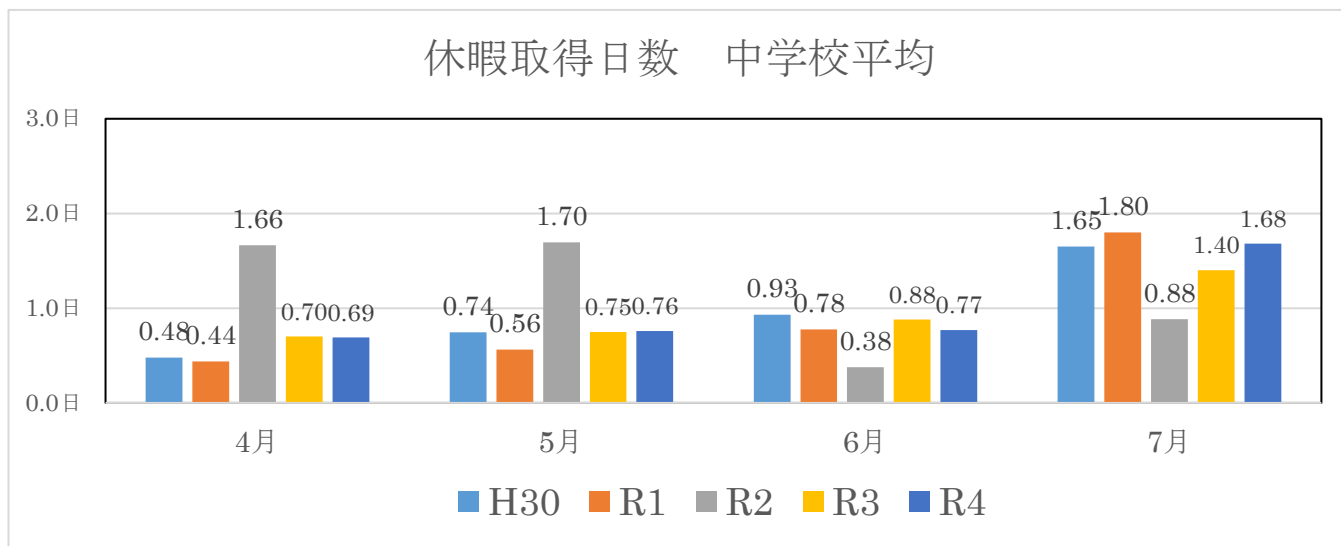
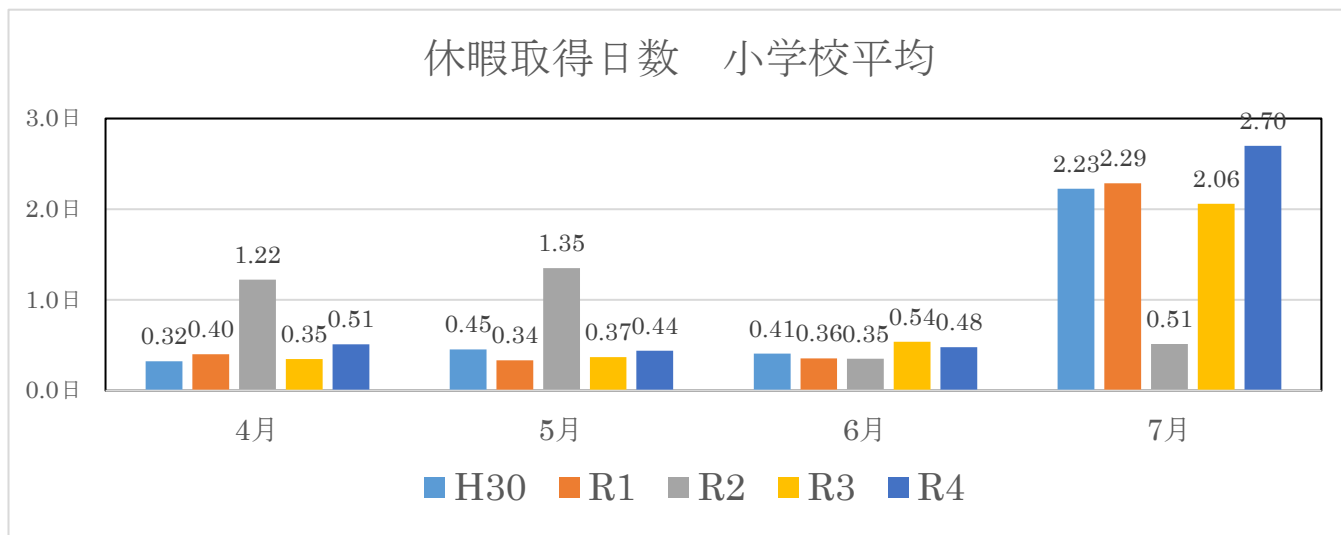
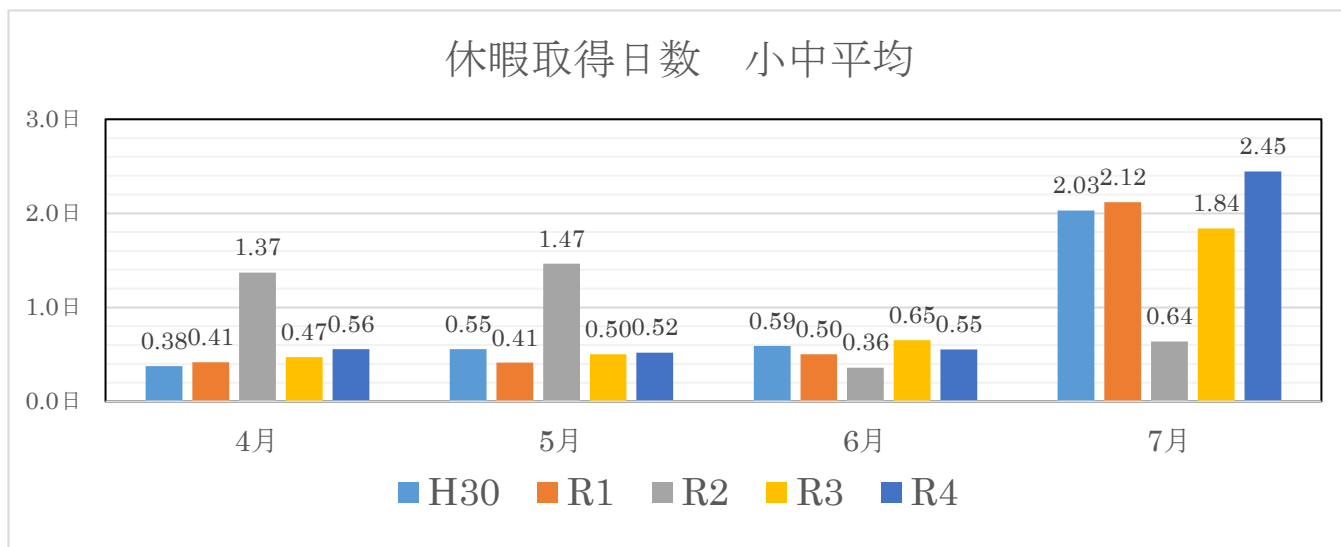
※5人以上で申し込みされる場合は、コピーをしてお申し込みください。

時間外労働時間削減の取組について

1 時間外労働時間 (月平均時間) <目標値: 1人当たり 30時間以下>

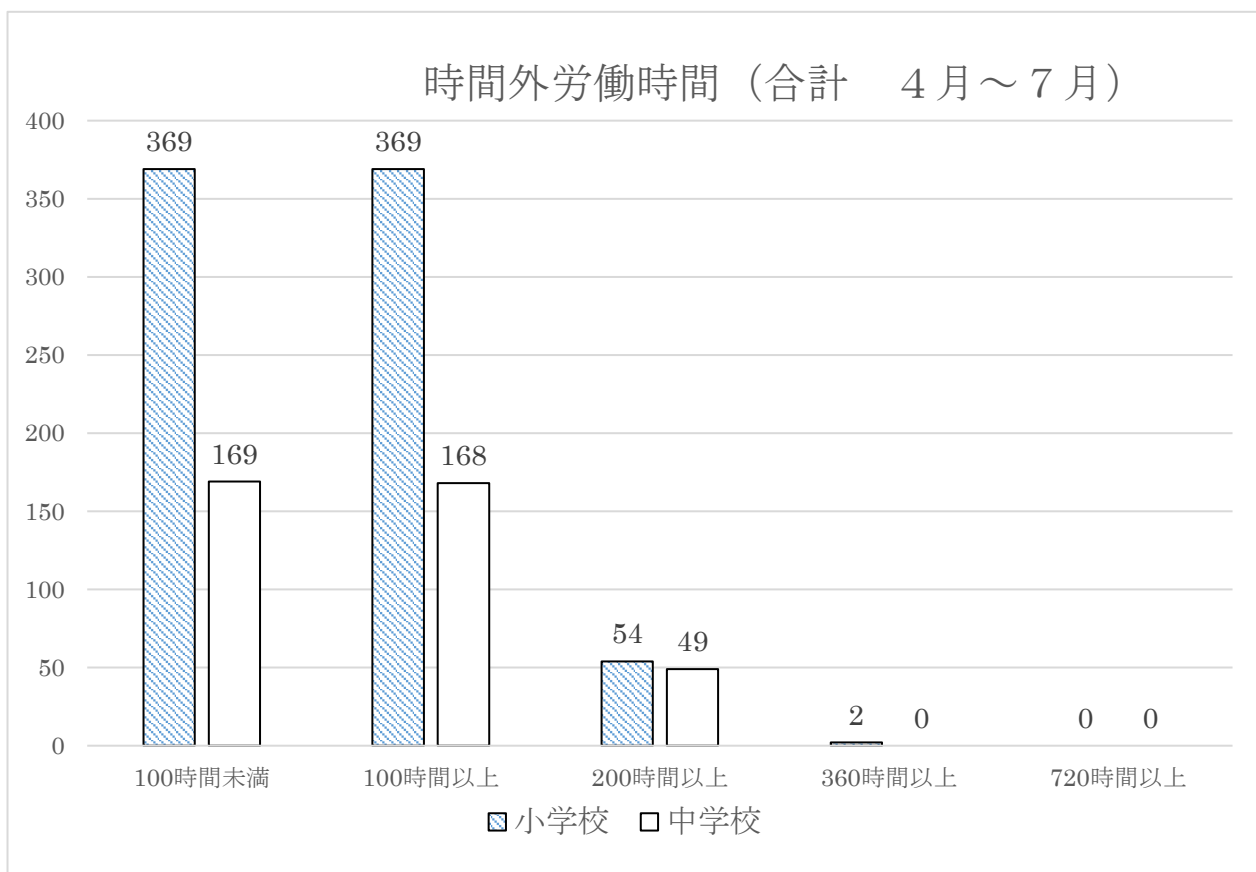
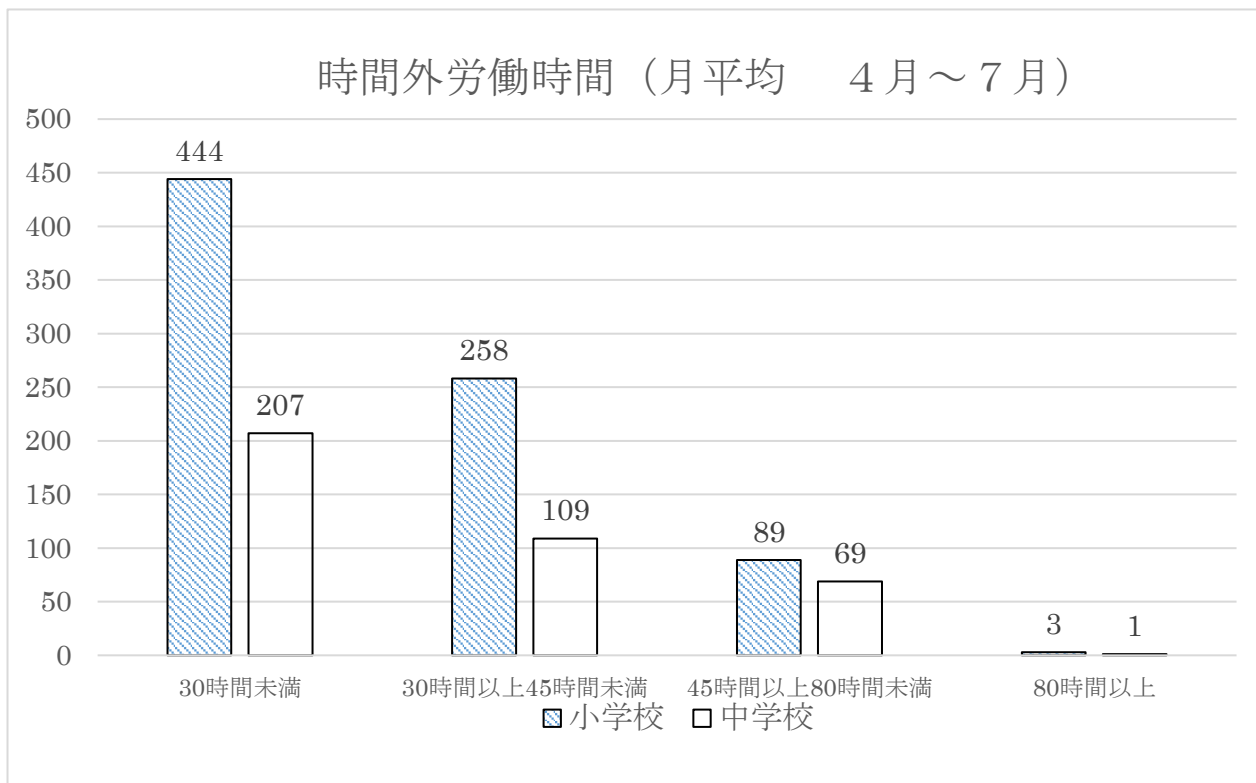


2 休暇取得日数（年平均日数） <目標値：1人当たり22日>



3 時間外労働時間（月平均・延べ人数）

<目標値：年 360 時間，月 45 時間を超える人数 0 人>



鈴教学 第 1283 号
令和 4 年 8 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

教職員の服務規律の徹底について（通知）

このことについては、これまでも児童生徒及び保護者、地域から信頼される学校づくりに向け、様々な機会を通じ繰り返し教職員への徹底をお願いしているところです。

2 学期を迎えるにあたり、改めてすべての教職員に服務規律の徹底について自覚を促すとともに、コンプライアンス意識の醸成を図っていただくようお願いします。

記

- 1 「鈴鹿市立幼小中学校（園）コンプライアンス推進大綱」（平成 25 年 4 月 1 日策定）に基づいた行動規範を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。
- 2 勤務時間中は職務に専念すること。
 - ・勤務時間中における私物スマートフォン等の不必要な利用を行わないこと。
- 3 個人情報等の厳格な適正管理を徹底すること。
- 4 各教室の鍵や学校備品等は適正に管理保管し、紛失や破損及び盗難を防ぐこと。
 - ・保健室や理科室・理科準備室等にある備品や消耗品の管理を徹底すること。
- 5 学校施設に異常が認められた時は、速やかに管理職に報告すること。
- 6 交通事故に遭った際には、加害被害を問わず、速やかに管理職に報告すること。
- 7 体罰、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと受け止められる行為を行わないこと。
- 8 様々な危機発生時等には、管理職に遅滞なく報告すること。

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員グループ】

各市町等教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

県教育委員会は、令和3年3月11日に、「不祥事根絶に向けた対応策について」を发出し、学校と共に不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、令和3年度は、わいせつ行為や公務外の盗撮、無許可で生徒を自家用車に乗せたことをきっかけにした生徒との不適切な行為、交通事故により懲戒処分とした事案があわせて7件発生し、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況にあります。

県教育委員会は、こうした事案を厳粛に受け止め、児童生徒へのわいせつ行為や公務外の盗撮に至る背景を分析し、まとめた資料を活用して校内研修を行うなど、改めて不祥事の根絶に向けて取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、一件の不祥事により、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとは、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するようにし、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

昨年度、県立学校において実施した「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の回答の中に、教職員は指導と捉えていた言動が生徒には不快と受け止められていたものがあつた。教職員の意図にかかわらず、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の言動は、セクシュアル・ハラスメントに該当することを改めて認識し、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。さらに、他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況もわいせつ事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避けるなど不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け
「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」<教職員課>
- ・ 令和2年9月15日付け「懲戒処分の指針」の一部改正について」<教職員課>
- ・ 令和4年3月25日付け「職員の綱紀肅正について」<教職員課>

2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が依然として発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築すること。

また、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

- ・ 令和4年4月25日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」

<子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課>

3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者優先の徹底等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。特に、飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図ること。

昨年度、横断歩道を横断中の歩行者への交通事故2件に対して、懲戒処分を行った。横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律で定められた「ルール」であり、横断歩道手前の減速・停止を徹底したうえで、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き基本的な感染対策を徹底しつつ、熱中症のリスクが高まる活動場面においては、児童生徒にマスクを外すよう指導を徹底すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知の内容に留意すること。

- ・ 令和4年4月20日付け
「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」
＜高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、教職員課＞
- ・ 令和4年6月13日付け「夏季における児童生徒のマスクの着用について」
＜保健体育課、高校教育課、特別支援教育課＞

5 時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の専門人材・地域人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外在校等時間を適切に管理し、その上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和4年3月22日付け「学校における働き方改革の推進について」＜教職員課＞
- ・ 令和3年12月6日付け
「長期休業中において県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間の設定及び学校閉校日の設定について」＜教職員課＞

6 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒に関する個人情報を含む文書類や電子データ等の管理に関するルールを定めることとしているが、教職員一人ひとりがルールを把握し、適切な管理を徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。また、不要になった個人情報についても取扱い方法を定め、それに基づき不要になった個人情報は速やかに返却または廃棄すること。

個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

- ・ 令和4年6月13日付け「個人情報等の適正管理の徹底について」
＜小中学校教育課、学校防災推進監＞
- ・ 令和4年4月19日 令和4年度県立学校長・事務長会議配布資料
「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」

7 教育活動中の飲酒等の禁止について

教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、教職員による飲酒等は、保護者や県民の教育に対する信用を失墜するものであり、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことも同様である。

校長会資料

8 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあっては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

これまでも、管理職による旅費の不正受給事案があったことを受け、出張及び旅費についても適正な手続きと厳正な管理に努めること。

9 あらゆるハラスメントの防止について

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、周囲に対する気配りをし、普段からコミュニケーションを大切にすることにより、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

- ・ 令和3年12月28日付け

「「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の一部改正について」〈教職員課〉

10 営利企業等への従事制限・兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

11 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

○ 令和3年度の状況

- ① 懲戒処分件数・被処分者数 7件・7人
- ② 体罰発生件数・対象教員数 0件・0人
- ③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	21件	13件
通勤時の人身事故	15件	12件
私用時の人身事故（自損を除く）	10件	4件
計	46件	29件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958